

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年6月1日提出
【発行者名】	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 猿田 隆
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【事務連絡者氏名】	土屋 裕子
【電話番号】	03-6205-1649
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	三井住友・年金プラン30 三井住友・年金プラン50 三井住友・年金プラン70
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	三井住友・年金プラン30 1兆円を上限とします。 三井住友・年金プラン50 1兆円を上限とします。 三井住友・年金プラン70 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

三井住友・年金プラン30

三井住友・年金プラン50

三井住友・年金プラン70

以下、上記3ファンドを総称して「当ファンド」ということがあり、それぞれを「各ファンド」ということがあります。また、「三井住友・年金プラン30」を「年金プラン30」、「三井住友・年金プラン50」を「年金プラン50」、「三井住友・年金プラン70」を「年金プラン70」という略称でいうことがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

* ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友D Sアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、それぞれ「年金30」、「年金50」、「年金70」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2023年6月2日から2023年11月30日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細につきましては、前記「(4) 発行(売出) 価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数)を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。(販売会社は前記「(4) 発行(売出) 価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。)

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

イ 申込証拠金

ありません。

ロ 日本以外の地域における募集

ありません。

ハ クーリング・オフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用

ありません。

ニ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考：投資信託振替制度)

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます(原則として受益証券を保有することはできません。)
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

イ 当ファンドは、親投資信託である国内株式マザーファンド（B号）、国内債券マザーファンド（B号）、外国株式マザーファンド（B号）および外国債券マザーファンド（B号）の受益証券への投資を通じて、実質的に内外の株式、債券への分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

以下、上記各親投資信託を総称して、あるいはそれぞれを「マザーファンド」ということがあります。

ロ 各ファンドについて、委託会社が独自に作成した合成指数をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。詳細については、後述の「2 投資方針」をご参照ください。

ハ 委託会社は、受託会社と合意の上、各ファンドにつき、それぞれ金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。

ニ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

（イ）当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 （収益の源泉）	資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

（ロ）当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）資産配分固定型））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載していません。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は株式および債券であり、ファンドの収益は株式市場、債券市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「資産複合」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル（日本を含む）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態	ファミリーファン ド	目論見書または信託約款において、親投資信託 (ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるもの を除く。)を投資対象として投資するものをい います。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、対円での為替 のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対 円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものを いいます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型		その他資産 ()
	内外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)		
一般	年2回	日本		
大型株	年4回	北米		
中小型株	年6回(隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり
債券	年12回(毎月)	アジア		
一般	日々	オセアニア		
公債	その他	中南米		
社債	()	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他債券				
クレジット属性				
()				
不動産投信				
その他資産				
(投資信託証券(資 産複合(株式、債 券)資産配分固定 型))		中近東(中東)		
資産複合		エマージング		
()				
資産配分固 定型				
資産配分変 更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載していません。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

(2) 【ファンドの沿革】

- | | |
|------------|--|
| 2000年9月19日 | 信託契約締結、設定、運用開始。
(設定時の委託会社は住友ライフ・インベストメント株式会社) |
| 2001年9月27日 | 「SLIバランス・プラン30」、「SLIバランス・プラン50」、「SLIバランス・プラン70」から「住友ライフ・年金プラン30」、「住友ライフ・年金プラン50」、「住友ライフ・年金プラン70」に名称を変更。 |
| 2002年12月1日 | 三井住友アセットマネジメント株式会社が、合併によりファンドの委託会社としての業務を承継。「住友ライフ・年金プラン30」、「住友ライフ・年金プラン50」、「住友ライフ・年金プラン70」から「三井住友・年金プラン30」、「三井住友・年金プラン50」、「三井住友・年金プラン70」に名称を変更。 |

(3) 【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友D Sアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)および運用報告書の作成等を行います。

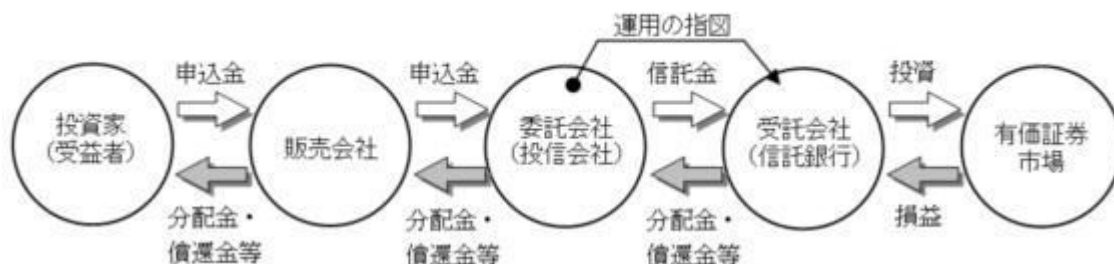
(ロ) 受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問いません。)に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書(目論見書)の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

20億円（2023年3月31日現在）

（ロ）会社の沿革

1985年7月15日	三生投資顧問株式会社設立
1987年2月20日	証券投資顧問業の登録
1987年6月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999年1月1日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999年2月5日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000年1月27日	証券投資信託委託業の認可取得
2002年12月1日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013年4月1日	トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
2019年4月1日	大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に商号変更

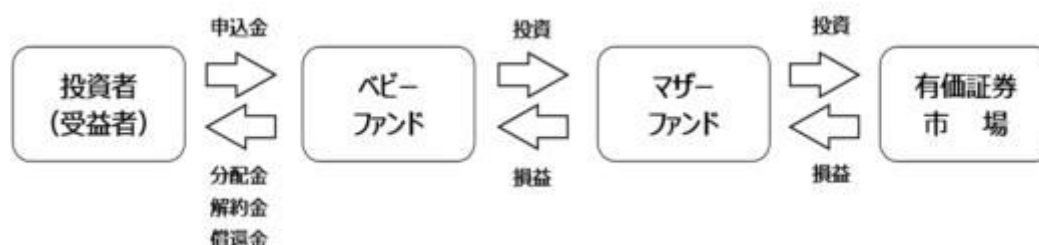
（ハ）大株主の状況

（2023年3月31日現在）

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

八 ファンドの運用形態（ファミリーファンド方式による運用）

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



2【投資方針】

(1)【投資方針】

イ 基本方針

マザーファンドを組み入れることにより、実質的に内外の株式、債券に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

□ 投資態度

(イ) 各ファンドの標準的な資産配分および各資産の変動幅は、以下の通りとします。

a . 年金プラン30

	資産配分	変動幅	
		下限	上限
株式	30%	25%	35%
国内株式	20%	12.5%	30%
外国株式	10%	5%	15%
債券および短期金融資産	70%	65%	75%
国内債券	60%	45%	70%
外国債券	10%	5%	15%
短期金融資産	0%	0%	5%

b . 年金プラン50

	資産配分	変動幅	
		下限	上限
株式	50%	45%	55%
国内株式	33%	22.5%	45%
外国株式	17%	10%	25%
債券および短期金融資産	50%	45%	55%
国内債券	40%	25%	50%
外国債券	10%	5%	15%
短期金融資産	0%	0%	5%

c . 年金プラン70

	資産配分	変動幅	
		下限	上限
株式	70%	65%	75%
国内株式	47%	32.5%	60%
外国株式	23%	15%	35%
債券および短期金融資産	30%	25%	35%
国内債券	20%	5%	30%
外国債券	10%	5%	15%
短期金融資産	0%	0%	5%

(ロ) 各ファンドの運用にあたっては、それぞれ以下の比率により委託会社が独自に作成した合成指数をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

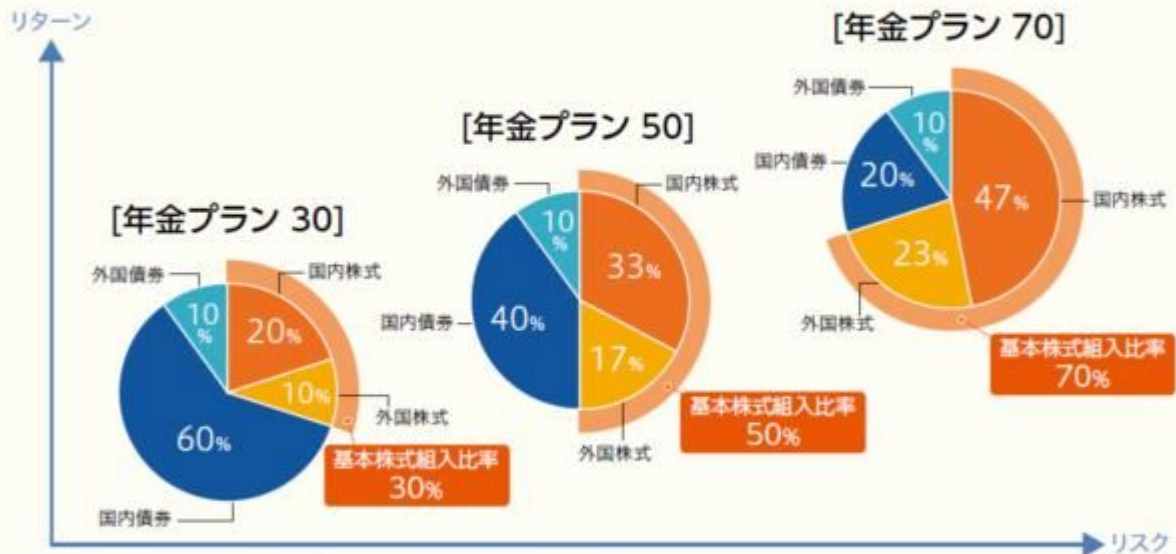
	年金プラン 30	年金プラン 50	年金プラン 70
TOPIX (東証株価指数)	20%	33%	47%
NOMURA - BPI (総合)	60%	40%	20%
MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円換算ベース)	10%	17%	23%
FTSE世界国債インデックス (除く日本、円換算ベース)	10%	10%	10%

(ハ) 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行わないことを基本とします。

ファンドの特色

- 1 内外の株式・債券に投資する4つのマザーファンドの組入れを通じて、国内株式、国内債券、外国株式および外国債券への分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標とします。
- 2 各ファンドにつき、標準的な資産配分および各資産の変動幅を定め、その範囲内で運用を行います。

[各ファンドの標準資産配分]



※上図はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

[各資産の配分変動幅]

		年金プラン30	年金プラン50	年金プラン70
株式	25%~35%		45%~55%	65%~75%
	国内株式	12.5%~30%	22.5%~45%	32.5%~60%
	外国株式	5%~15%	10%~25%	15%~35%
債券および 短期金融資産	65%~75%		45%~55%	25%~35%
	国内債券	45%~70%	25%~50%	5%~30%
	外国債券	5%~15%	5%~15%	5%~15%
	短期金融資産	0%~5%	0%~5%	0%~5%

3

各ファンドにつき、委託会社が独自に作成した合成指数をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

〔各ファンドのベンチマークの資産別合成比率〕

	投資対象資産	年金プラン30	年金プラン50	年金プラン70
TOPIX (東証株価指数)	国内株式	20%	33%	47%
MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円換算ベース)	外国株式	10%	17%	23%
NOMURA-BPII(総合)	国内債券	60%	40%	20%
FTSE世界国債インデックス (除く日本、円換算ベース)	外国債券	10%	10%	10%

4

実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行わないことを基本とします。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



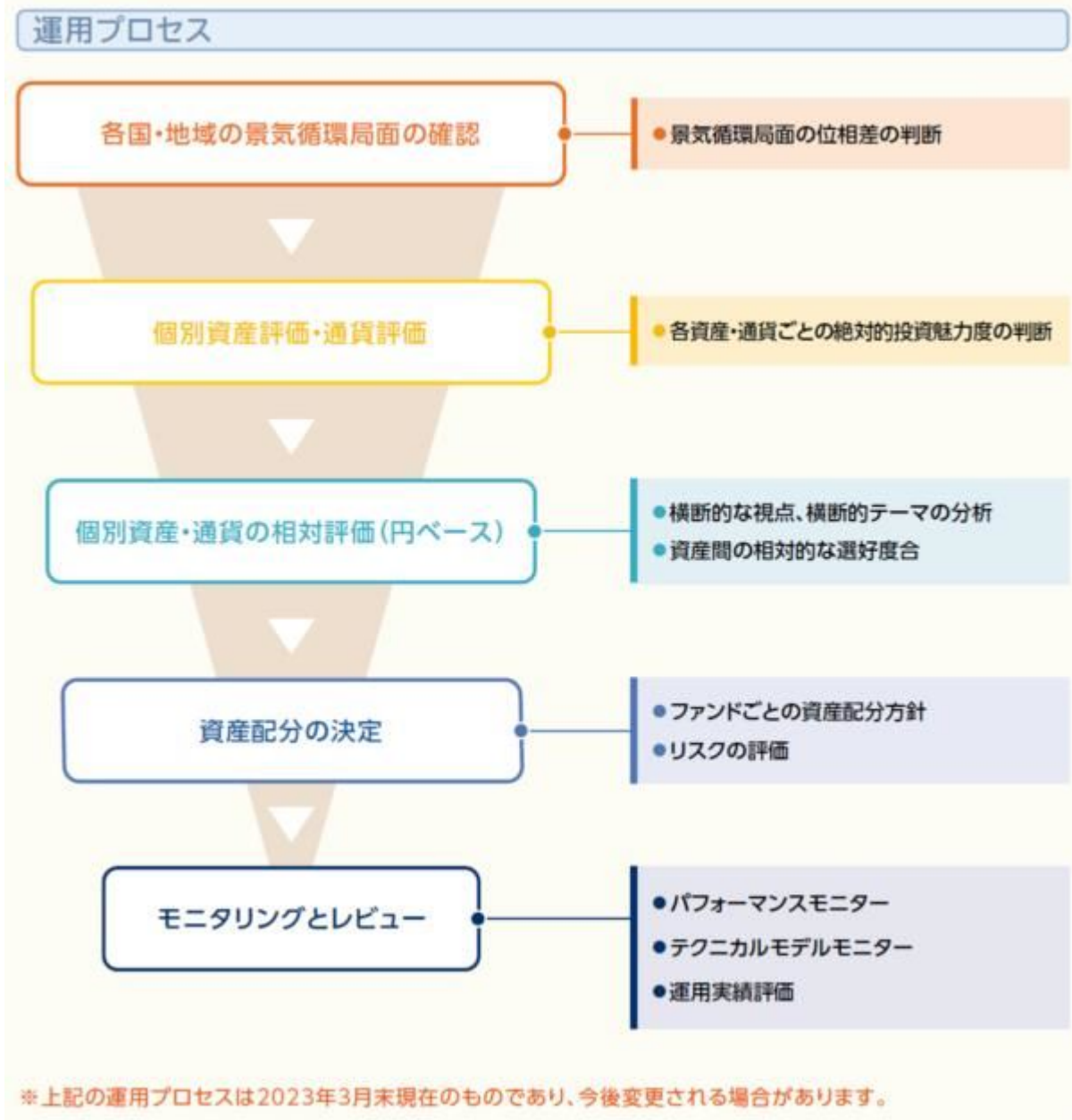
指数の著作権など

- TOPIX(東証株価指数)は株式会社JPX総研、MSCIコクサイ・インデックスはMSCI Inc.、NOMURA-BPIIは野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社、FTSE世界国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCが、それぞれ公表している指数です。
- 各インデックスに関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は、指数を公表および許諾する各社に帰属します。また、当該各社は当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。

ファンドのしくみ

■ ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。





各マザーファンドの投資方針等

国内株式マザーファンド(B号)

- 主として日本の株式に投資を行い、中長期的にTOPIX(東証株価指数)を上回る投資成果を目指して運用を行います。
- 株式への投資にあたっては、以下の方針に基づいて運用を行います。
 - a.原則として80銘柄以上の株式に分散投資を行います。
 - b.株価は一時的・部分的にはファンダメンタルズから乖離することがあり、この価格形成の非効率性が超過収益の源泉であるとの観点に立ち、トップダウン、ボトムアップ両面からのアプローチに基づく徹底したリサーチをベースに、市場にまだ十分織り込まれていない投資材料を的確に捉えて、意図したリスクを取ることで、市場を上回る収益を追求します。
 - c.業種配分は、主として中長期的な産業成長力に着目した調査・分析に基づいて決定します。各業種の評価にあたっては、市場の成長性、国際競争力、技術革新等に注目します。
 - d.個別銘柄の選択は、委託会社のアナリストによるグローバルかつ中長期的な視点での定量・定性双方の面からの徹底したリサーチに基づいて行います。

国内債券マザーファンド(B号)

- 主として日本の公社債に投資し、中長期的にベンチマークであるNOMURA-BPI(総合)を上回る投資成果を目指して運用を行います。
- 運用にあたっては、リスクを一定以下に抑えて収益の安定性を確保しつつ、定量的相対価値分析を駆使し、残存・セクター・銘柄間の割高割安を判断するだけでなく、ポートフォリオのデュレーションをベンチマーク対比で乖離させることにより、ベンチマークを上回る収益の獲得を目指します。

外国株式マザーファンド(B号)

- 主として日本を除く世界各国の株式に投資し、中長期的にMSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)を上回る投資成果を目指して運用を行います。
- 委託会社のエコノミスト、アナリストによる綿密かつ広範囲のリサーチにより、トップダウンおよびボトムアップ双方の視点から株価に十分織り込まれていない投資材料を見極め、リスクを取ることで超過収益の獲得を目指します。
- 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行わないものとします。

外国債券マザーファンド(B号)

- 主として世界主要先進国の格付けの高い公社債(原則として欧米の主要格付機関からA格相当以上の格付けを取得しているもの)に投資し、中長期的にベンチマークであるFTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)を上回る投資成果を目指して運用を行います。
- ベンチマークの動きとの連動性を維持しつつ、マクロ分析および定量分析をベースにベンチマークを上回る収益の獲得を目指します。
- 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行わないものとします。



デュレーションとは

「債券の投資元本の回収に要する平均残存期間」や「金利の変動に対する債券価格の変動性」を表す指標です。一般的に、この値が長い(大きい)ほど、金利の変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- (イ)次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。)

1. 有価証券
 2. デリバティブ取引にかかる権利
 3. 金銭債権
 4. 約束手形
- (口) 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
1. 為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として第1号から第4号までのマザーファンドの受益証券および第5号から第22号までの有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国内株式マザーファンド（B号）
2. 国内債券マザーファンド（B号）
3. 外国株式マザーファンド（B号）
4. 外国債券マザーファンド（B号）
5. 株券または新株引受権証書
6. 国債証券
7. 地方債証券
8. 特別の法律により法人の発行する債券
9. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
10. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第5号から第12号までの証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第5号の証券または証書、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第5号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第6号から第10号までの証券および第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第6号から第10号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

ハ 投資対象とする金融商品

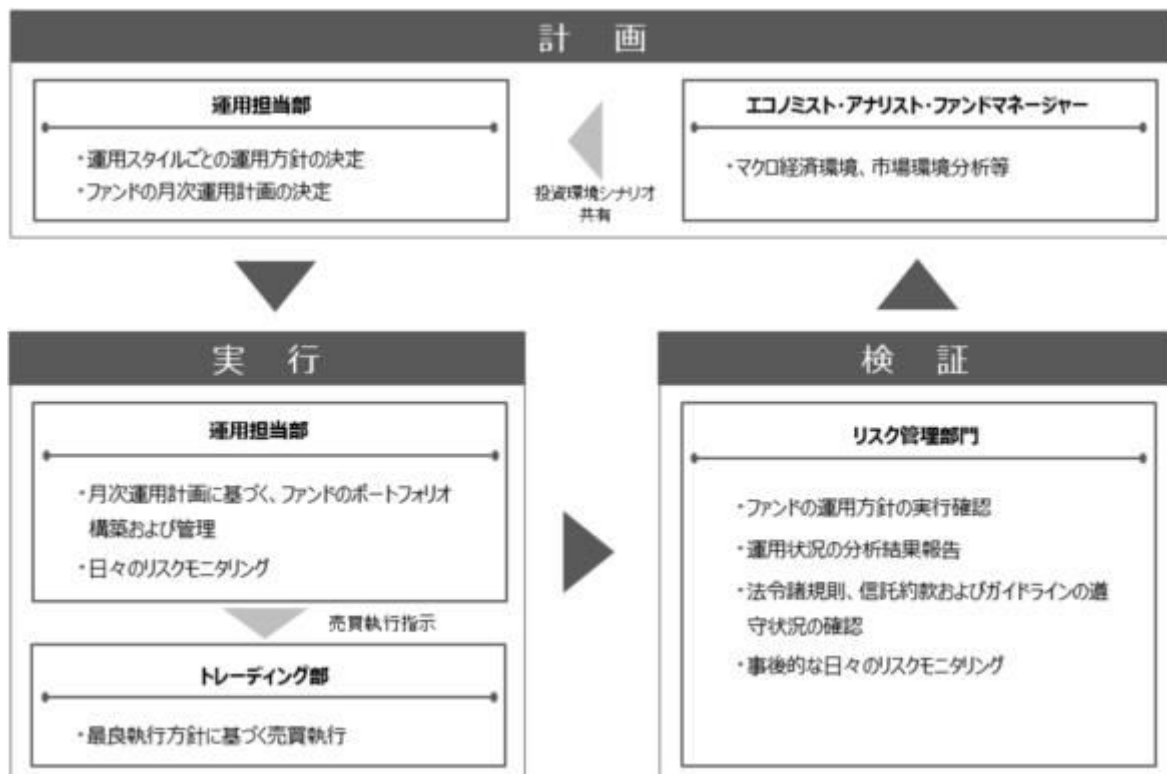
委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運

用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（3）【運用体制】

イ ファンドの運用体制



リスク管理部門の人員数は、約50名です。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（4）【分配方針】

毎年1回（原則として3月6日。休業日の場合は翌営業日となります。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- イ 分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ロ 分配金額は、委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等や委託会社の判断によっては、分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

八 収益の分配に充てず信託財産内に留保した利益については、前記「(1)投資方針」に基づいて運用を行います。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。(基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

(5)【投資制限】

ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

イ 株式への実質投資割合は、各ファンドにつき、以下の通りとします。

年金プラン30	信託財産の純資産総額の35%以下
年金プラン50	信託財産の純資産総額の55%以下
年金プラン70	信託財産の純資産総額の75%以下

実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率(「組入比率」といいます。)と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます(以下同じ。)

ロ 外貨建資産への実質投資割合は、各ファンドにつき、以下の通りとします。

年金プラン30	信託財産の純資産総額の30%以下
年金プラン50	信託財産の純資産総額の40%以下
年金プラン70	信託財産の純資産総額の50%以下

ハ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

イ 投資する株式等の範囲

(イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場している株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ) 上記(イ)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図できるものとします。

ロ 信用取引の指図範囲

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ) 信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、信用取引の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ハ 先物取引等の運用指図、目的、範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
- (ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ スワップ取引の運用指図、目的、範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、目的、範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ホ) 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (ヘ) 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。)のス

ワップ幅(当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。)を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

へ 有価証券の貸付けの指図および範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を、次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ロ) 上記(イ)の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ト 公社債の借入れの指図および範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。
- (ロ) 公社債の借入れの指図は、信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 公社債の借入れにかかる品貸料は、信託財産中から支弁します。

チ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

リ 外国為替予約の指図および範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (ロ) 外国為替予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (ハ) 上記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

ヌ 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二) 借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

ル デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

法令に基づく投資制限

- イ 同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。
- ロ デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)
委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- ハ 信用リスク集中回避のための投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2)
委託会社は、運用財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

(参考情報：マザーファンドの投資方針等)

(国内株式マザーファンド(B号))

(1) 投資方針等

イ 基本方針

日本の株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

ロ 投資態度

- (イ) 主として日本の株式に投資を行い、中長期的にTOPIX(東証株価指数)を上回る投資成果を目指して運用を行います。
- (ロ) 株式への投資にあたっては、以下の方針に基づいて運用を行います。
- a. 原則として80銘柄以上の株式に分散投資を行います。
- b. 株価は一時的・部分的にはファンダメンタルズから乖離することがあり、この価格形成の非

効率性が超過収益の源泉であるとの観点に立ち、トップダウン、ボトムアップ両面からのアプローチに基づく徹底したリサーチをベースに、市場にまだ十分織り込まれていない投資材料を的確に捉えて、意図したリスクを取ることで、市場を上回る収益を追求します。

- c. 業種配分は、主として中長期的な産業成長力に着目した調査・分析に基づいて決定します。各業種の評価にあたっては、市場の成長性、国際競争力、技術革新等に注目します。
- d. 個別銘柄の選択は、委託会社のアナリストによるグローバルかつ中長期的な視点での定量・定性双方の面からの徹底したリサーチに基づいて行います。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号のうち、主として第5号、第6号、第8号、第11号、第14号、第19号および第20号の有価証券(本邦通貨表示のものに限ります。)ならびに短期社債等に投資します。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品の各号のうち、主として第1号から第4号の金融商品に投資します。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 株式への投資割合には制限を設けません。

(ロ) 外貨建資産への投資は行いません。

(ハ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(国内債券マザーファンド(B号))

(1) 投資方針等

イ 基本方針

日本の公社債を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

ロ 投資態度

(イ) 主として日本の公社債に投資し、中長期的にベンチマークであるNOMURA - BPI(総合)を上回る投資成果を目指して運用を行います。

(ロ) 運用にあたっては、リスクを一定以下に抑えて収益の安定性を確保しつつ、定量的相対価値分析を駆使し、残存・セクター・銘柄間の割高割安を判断するだけでなく、ポートフォリオのデュレーションをベンチマーク対比で乖離させることにより、ベンチマークを上回る収益の獲得を目指します。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベ

ビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

□ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 □ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号のうち、主として第6号から第11号まで、第13号(株券、新株引受権証書、新株引受権証券、新株予約権証券の性質を有しないもの)に限ります。から第16号まで、第19号から第21号の有価証券(本邦通貨表示のもの)に限ります。)に投資します。

八 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 八 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 外貨建資産への投資は行いません。

(ロ) 国債、地方債および特別の法律により法人の発行する債券以外の債券を取得する場合は、主要格付機関のいずれかよりBBB格相当以上の格付を得ていることを条件とします。

(ハ) 上記(ロ)の債券について、いずれの格付機関の格付けもBBB格相当を下回ることとなった場合には、委託会社は、同一の発行体が発行した債券への投資割合およびBBB格相当未満の債券合計への投資割合がそれぞれ信託財産の純資産総額の5%以下および10%以下となるよう、当該債券の売却等の指図を行うものとします。

(ニ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(外国株式マザーファンド(B号))

(1) 投資方針等

イ 基本方針

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

ロ 投資態度

(イ) 主として日本を除く世界各国の株式に投資し、中長期的にMSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)を上回る投資成果を目指して運用を行います。

(ロ) 委託会社のエコノミスト、アナリストによる綿密かつ広範囲のリサーチにより、トップダウンおよびボトムアップ双方の視点から株価に十分織り込まれていない投資材料を見極め、リスクを取ることで超過収益の獲得を目指します。

(ハ) 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行わないものとします。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号のうち、主として第5号、第6号、第8号、第9号、第11号から第14号まで、第15号(投資法人債券を除きます。)、第16号から第22号の有価証券に投資します。

八 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 八 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 株式への投資割合には制限を設けません。

(ロ) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

(ハ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(外国債券マザーファンド(B号))

(1) 投資方針等

イ 基本方針

日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

ロ 投資態度

(イ) 主として世界主要先進国の格付けの高い公社債（原則として欧米の主要格付機関からA格相当以上の格付けを取得しているもの）に投資し、中長期的にベンチマークであるFTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）を上回る投資成果を目指して運用を行います。

(ロ) ベンチマークの動きとの連動性を維持しつつ、マクロ分析および定量分析をベースにベンチマークを上回る収益の獲得を目指します。

(ハ) 外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行わないものとします。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号のうち、主として第6号から第11号まで、第13号（株券、新株引受権証書、新株引受権証券、新株予約権証券の性質を有しないものに限り）、第14号、第15号（投資法人債券を除きます。）、第16号、および第19号から第22号までの有価証券に投資します。

八 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 八 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

(ロ) 国債以外の債券を取得する場合は、欧米の主要格付機関のいずれかよりA格相当以上の格付けを得ていることを条件とします。

(ハ) 上記(ロ)の債券について、いずれの格付機関による格付けもA格相当を下回ることとなった場合には、委託会社は、同一の発行体が発行した債券への投資割合およびA格相当未満の格

付けの債券全体への投資割合がそれぞれ信託財産の純資産総額の5%以下および10%以下となるよう、当該債券の売却等の指図を行うものとします。

- (二) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

(イ) 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ロ) 債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

(ハ) 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ニ) 為替変動リスク

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

(ホ) カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

(ヘ) 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

ロ その他の留意点

(イ) 投資信託に関する留意点

- ・当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザー

ファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

- ・ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

（ロ）分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

八 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にはリスク管理会議へ報告します。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

「ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移」

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

■年金プラン30



「ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較」

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



■年金プラン50



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

【ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移】

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

■年金プラン70



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

【ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較】

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX (東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI (国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

純資産総額に以下の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

各ファンドの信託報酬率および配分は以下の通りです。

< 信託報酬率およびその配分 >

	信託報酬率	配分（税抜き）		
		委託会社	販売会社	受託会社
年金プラン30	年0.99% （税抜き0.9%）	年0.43%	年0.39%	年0.08%
年金プラン50	年1.21% （税抜き1.1%）	年0.53%	年0.49%	年0.08%
年金プラン70	年1.43% （税抜き1.3%）	年0.63%	年0.59%	年0.08%

上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

支払先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

（４）【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、「年金プラン30」は年292,600円（税抜き266,000円）を上限として、「年金プラン50」は年400,400円（税抜き364,000円）を上限として、「年金プラン70」は年468,600円（税抜き426,000円）を上限として、日割りした金額が信託財産の費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。

2023年4月以降の決算等にかかる財務諸表の監査を行う監査法人を、PwCあらた有限責任監査法人に変更します。

- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

上記（１）～（４）にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

(5)【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

(イ) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

(ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。

(ハ) 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の(収益分配金の課税について)を参照。)

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

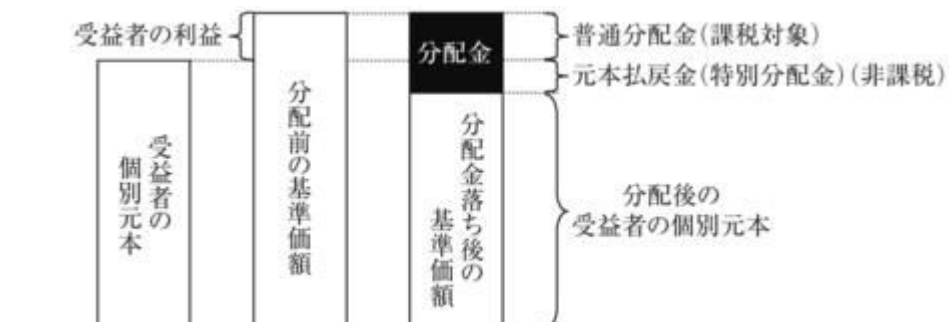
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

・ 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・ 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

(ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。

※NISA、ジュニアNISAをご利用になる場合、各制度の違いにご留意ください。
また、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

	少額投資非課税制度 NISA	未成年者少額投資非課税制度 ジュニアNISA
対象となる投資信託	公募株式投資信託	
非課税対象	公募株式投資信託から生じる配当所得および譲渡所得	
利用対象となる方	18歳以上の日本居住者 (専用口座が開設される年の1月1日現在)	0~17歳の日本居住者 (専用口座が開設される年の1月1日現在)
非課税の期間	最長5年間(新規の購入は2023年まで)*	
利用できる限度額	120万円/年 (最大600万円)	80万円/年 (最大400万円)

*2024年以降、ジュニアNISAで新規の購入ができなくなります。
なお、今後NISA制度は見直しされる予定です。

上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2023年3月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

三井住友・年金プラン30

2023年3月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	2,346,826,532	99.02
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	23,336,410	0.98
合計（純資産総額）		2,370,162,942	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

三井住友・年金プラン50

2023年3月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	3,362,550,305	99.01
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	33,667,175	0.99
合計（純資産総額）		3,396,217,480	100.00

三井住友・年金プラン70

2023年3月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	2,455,505,324	99.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	24,048,866	0.97
合計（純資産総額）		2,479,554,190	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

三井住友・年金プラン30

イ 主要投資銘柄

2023年3月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	国内債券マザー ファンド(B 号)	983,935,055	1.3610	1,339,154,276	1.3831	1,360,880,574	57.42
日本	親投資 信託受 益証券	国内株式マザー ファンド(B 号)	254,527,527	1.9965	508,175,220	1.9961	508,062,396	21.44
日本	親投資 信託受 益証券	外国株式マザー ファンド(B 号)	66,853,137	3.7330	249,562,522	3.6670	245,150,453	10.34
日本	親投資 信託受 益証券	外国債券マザー ファンド(B 号)	79,637,664	2.8764	229,072,972	2.9224	232,733,109	9.82

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2023年3月31日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.02
合計	99.02

三井住友・年金プラン50

イ 主要投資銘柄

2023年3月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	国内債券マザー ファンド(B 号)	918,985,403	1.3609	1,250,677,509	1.3831	1,271,048,710	37.43
日本	親投資 信託受 益証券	国内株式マザー ファンド(B 号)	584,575,863	1.9975	1,167,707,065	1.9961	1,166,871,880	34.36
日本	親投資 信託受 益証券	外国株式マザー ファンド(B 号)	161,926,014	3.7337	604,580,226	3.6670	593,782,693	17.48
日本	親投資 信託受 益証券	外国債券マザー ファンド(B 号)	113,210,725	2.8762	325,617,410	2.9224	330,847,022	9.74

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2023年3月31日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.01
合計	99.01

三井住友・年金プラン70

イ 主要投資銘柄

2023年3月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	国内株式マザー ファンド（B 号）	598,511,814	1.9986	1,196,215,541	1.9961	1,194,689,431	48.18
日本	親投資 信託受 益証券	外国株式マザー ファンド（B 号）	158,336,663	3.7352	591,424,115	3.6670	580,620,543	23.42
日本	親投資 信託受 益証券	国内債券マザー ファンド（B 号）	316,969,013	1.3612	431,446,163	1.3831	438,399,841	17.68
日本	親投資 信託受 益証券	外国債券マザー ファンド（B 号）	82,738,677	2.8760	237,956,435	2.9224	241,795,509	9.75

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2023年3月31日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.03
合計	99.03

【投資不動産物件】

三井住友・年金プラン30

該当事項はありません。

三井住友・年金プラン50

該当事項はありません。

三井住友・年金プラン70

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

三井住友・年金プラン30

該当事項はありません。

三井住友・年金プラン50

該当事項はありません。

三井住友・年金プラン70

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

三井住友・年金プラン30

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第14期 (2014年 3月 6日)	1,536,378,137	1,536,378,137	12,317	12,317
第15期 (2015年 3月 6日)	1,755,560,244	1,755,560,244	13,557	13,557
第16期 (2016年 3月 7日)	1,771,671,925	1,771,671,925	13,396	13,396
第17期 (2017年 3月 6日)	1,848,362,284	1,848,362,284	13,871	13,871
第18期 (2018年 3月 6日)	2,013,799,098	2,013,799,098	14,403	14,403
第19期 (2019年 3月 6日)	2,045,258,288	2,045,258,288	14,318	14,318
第20期 (2020年 3月 6日)	2,039,129,760	2,039,129,760	14,302	14,302
第21期 (2021年 3月 8日)	2,211,437,934	2,211,437,934	15,355	15,355
第22期 (2022年 3月 7日)	2,265,638,262	2,265,638,262	15,555	15,555
第23期 (2023年 3月 6日)	2,345,850,416	2,345,850,416	15,653	15,653
2022年 3月末日	2,347,577,737	-	16,102	-
4月末日	2,306,198,312	-	15,835	-
5月末日	2,313,019,864	-	15,860	-
6月末日	2,290,800,211	-	15,622	-
7月末日	2,323,807,584	-	15,843	-
8月末日	2,329,828,375	-	15,801	-
9月末日	2,283,402,195	-	15,384	-
10月末日	2,329,796,077	-	15,709	-
11月末日	2,331,313,226	-	15,630	-
12月末日	2,272,252,568	-	15,207	-
2023年 1月末日	2,289,602,078	-	15,372	-
2月末日	2,322,687,527	-	15,580	-
3月末日	2,370,162,942	-	15,784	-

三井住友・年金プラン50

年月日	純資産総額 (円)	1万口当たりの 純資産額(円)
-----	--------------	--------------------

	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第14期 (2014年 3月 6日)	3,327,825,014	3,327,825,014	11,822	11,822
第15期 (2015年 3月 6日)	3,031,228,978	3,031,228,978	13,524	13,524
第16期 (2016年 3月 7日)	2,222,369,862	2,222,369,862	12,906	12,906
第17期 (2017年 3月 6日)	2,410,905,640	2,410,905,640	13,765	13,765
第18期 (2018年 3月 6日)	2,697,594,506	2,697,594,506	14,614	14,614
第19期 (2019年 3月 6日)	2,644,535,736	2,644,535,736	14,415	14,415
第20期 (2020年 3月 6日)	2,682,091,075	2,682,091,075	14,229	14,229
第21期 (2021年 3月 8日)	3,120,984,816	3,120,984,816	16,188	16,188
第22期 (2022年 3月 7日)	3,223,119,892	3,223,119,892	16,578	16,578
第23期 (2023年 3月 6日)	3,371,694,763	3,371,694,763	17,203	17,203
2022年 3月末日	3,418,129,761	-	17,580	-
4月末日	3,331,696,835	-	17,132	-
5月末日	3,349,333,201	-	17,209	-
6月末日	3,279,807,844	-	16,859	-
7月末日	3,343,363,463	-	17,201	-
8月末日	3,351,615,194	-	17,166	-
9月末日	3,231,700,751	-	16,540	-
10月末日	3,338,282,110	-	17,111	-
11月末日	3,322,695,761	-	17,056	-
12月末日	3,214,018,564	-	16,470	-
2023年 1月末日	3,279,752,521	-	16,778	-
2月末日	3,323,673,981	-	17,043	-
3月末日	3,396,217,480	-	17,261	-

三井住友・年金プラン70

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第14期 (2014年 3月 6日)	4,455,471,559	4,455,471,559	11,040	11,040
第15期 (2015年 3月 6日)	3,266,521,001	3,266,521,001	13,113	13,113
第16期 (2016年 3月 7日)	1,434,685,152	1,434,685,152	12,019	12,019
第17期 (2017年 3月 6日)	1,597,214,751	1,597,214,751	13,186	13,186
第18期 (2018年 3月 6日)	1,733,343,983	1,733,343,983	14,312	14,312
第19期 (2019年 3月 6日)	1,707,541,506	1,707,541,506	13,964	13,964
第20期 (2020年 3月 6日)	1,648,696,631	1,648,696,631	13,596	13,596
第21期 (2021年 3月 8日)	2,067,684,136	2,067,684,136	16,368	16,368
第22期 (2022年 3月 7日)	2,233,608,860	2,233,608,860	16,904	16,904
第23期 (2023年 3月 6日)	2,490,822,245	2,490,822,245	18,066	18,066
2022年 3月末日	2,441,224,318	-	18,351	-
4月末日	2,363,673,085	-	17,728	-
5月末日	2,396,137,574	-	17,859	-
6月末日	2,363,556,245	-	17,392	-
7月末日	2,414,098,321	-	17,845	-

8月末日	2,424,996,940	-	17,826	-
9月末日	2,319,857,728	-	16,990	-
10月末日	2,424,072,338	-	17,804	-
11月末日	2,434,894,708	-	17,790	-
12月末日	2,337,069,046	-	17,054	-
2023年 1月末日	2,402,860,278	-	17,501	-
2月末日	2,441,129,847	-	17,814	-
3月末日	2,479,554,190	-	18,039	-

【分配の推移】

三井住友・年金プラン30

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第14期	2013年 3月 7日～2014年 3月 6日	0
第15期	2014年 3月 7日～2015年 3月 6日	0
第16期	2015年 3月 7日～2016年 3月 7日	0
第17期	2016年 3月 8日～2017年 3月 6日	0
第18期	2017年 3月 7日～2018年 3月 6日	0
第19期	2018年 3月 7日～2019年 3月 6日	0
第20期	2019年 3月 7日～2020年 3月 6日	0
第21期	2020年 3月 7日～2021年 3月 8日	0
第22期	2021年 3月 9日～2022年 3月 7日	0
第23期	2022年 3月 8日～2023年 3月 6日	0

三井住友・年金プラン50

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第14期	2013年 3月 7日～2014年 3月 6日	0
第15期	2014年 3月 7日～2015年 3月 6日	0
第16期	2015年 3月 7日～2016年 3月 7日	0
第17期	2016年 3月 8日～2017年 3月 6日	0
第18期	2017年 3月 7日～2018年 3月 6日	0
第19期	2018年 3月 7日～2019年 3月 6日	0
第20期	2019年 3月 7日～2020年 3月 6日	0
第21期	2020年 3月 7日～2021年 3月 8日	0
第22期	2021年 3月 9日～2022年 3月 7日	0
第23期	2022年 3月 8日～2023年 3月 6日	0

三井住友・年金プラン70

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第14期	2013年 3月 7日～2014年 3月 6日	0
第15期	2014年 3月 7日～2015年 3月 6日	0

第16期	2015年 3月 7日 ~ 2016年 3月 7日	0
第17期	2016年 3月 8日 ~ 2017年 3月 6日	0
第18期	2017年 3月 7日 ~ 2018年 3月 6日	0
第19期	2018年 3月 7日 ~ 2019年 3月 6日	0
第20期	2019年 3月 7日 ~ 2020年 3月 6日	0
第21期	2020年 3月 7日 ~ 2021年 3月 8日	0
第22期	2021年 3月 9日 ~ 2022年 3月 7日	0
第23期	2022年 3月 8日 ~ 2023年 3月 6日	0

【収益率の推移】

三井住友・年金プラン30

	収益率(%)
第14期	9.8
第15期	10.1
第16期	1.2
第17期	3.5
第18期	3.8
第19期	0.6
第20期	0.1
第21期	7.4
第22期	1.3
第23期	0.6

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友・年金プラン50

	収益率(%)
第14期	14.3
第15期	14.4
第16期	4.6
第17期	6.7
第18期	6.2
第19期	1.4
第20期	1.3
第21期	13.8
第22期	2.4
第23期	3.8

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友・年金プラン70

	収益率(%)
第14期	19.4
第15期	18.8
第16期	8.3
第17期	9.7
第18期	8.5
第19期	2.4
第20期	2.6
第21期	20.4
第22期	3.3
第23期	6.9

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

(4) 【設定及び解約の実績】

三井住友・年金プラン30

	設定口数(口)	解約口数(口)
第14期	154,154,301	257,418,645
第15期	135,775,532	88,174,227
第16期	139,005,178	111,404,298
第17期	134,352,032	124,342,221
第18期	211,907,256	146,227,254
第19期	148,009,301	117,745,944
第20期	135,308,032	138,025,610
第21期	161,597,974	147,157,429
第22期	135,591,974	119,287,361
第23期	117,656,352	75,545,878

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友・年金プラン50

	設定口数(口)	解約口数(口)
第14期	208,281,621	1,086,089,579
第15期	188,224,326	761,765,452
第16期	181,030,436	700,309,817
第17期	170,208,563	140,776,156
第18期	264,952,249	170,517,137
第19期	181,101,223	192,379,447
第20期	194,619,894	144,297,119
第21期	190,066,722	147,051,653
第22期	171,922,270	155,652,247
第23期	162,949,551	147,256,740

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友・年金プラン70

	設定口数（口）	解約口数（口）
第14期	171,481,324	1,772,977,715
第15期	156,359,561	1,701,082,298
第16期	181,433,346	1,478,689,093
第17期	128,930,035	111,309,327
第18期	175,808,339	176,059,296
第19期	161,036,886	149,273,454
第20期	133,177,029	143,348,079
第21期	177,352,090	126,755,683
第22期	188,973,127	130,912,464
第23期	160,660,862	103,283,908

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（参考）

（1）投資状況

国内株式マザーファンド（B号）

2023年3月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
株式	日本	2,774,118,410	96.67
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	95,530,510	3.33
合計（純資産総額）		2,869,648,920	100.00

国内債券マザーファンド（B号）

2023年3月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
国債証券	日本	206,922,858,800	70.08
地方債証券	日本	5,827,622,000	1.97
特殊債券	日本	18,291,069,546	6.19
社債券	日本	49,431,856,700	16.74
	アメリカ	1,238,224,000	0.42
	小計	50,670,080,700	17.16
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	13,560,715,641	4.60
合計（純資産総額）		295,272,346,687	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
債券先物取引	買建	日本	4,147,360,000	1.40
合計	買建	-	4,147,360,000	1.40

外国株式マザーファンド（B号）

2023年3月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	1,017,227,185	71.66
	フランス	106,983,089	7.54
	スイス	61,287,603	4.32
	イギリス	48,861,232	3.44
	アイルランド	46,338,458	3.26
	香港	38,943,204	2.74
	オランダ	35,165,192	2.48
	スペイン	12,236,838	0.86
	オーストラリア	9,005,137	0.63
	ジャージー	7,674,997	0.54
	ドイツ	7,035,921	0.50
	小計	1,390,758,856	97.97
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	28,810,405	2.03
合計(純資産総額)		1,419,569,261	100.00

外国債券マザーファンド(B号)

2023年3月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	382,706,600	45.48
	スペイン	139,502,695	16.58
	フランス	98,223,855	11.67
	イギリス	89,588,969	10.65
	ドイツ	26,623,852	3.16
	オランダ	18,274,934	2.17
	中国	15,993,425	1.90
	オーストラリア	12,665,133	1.51
	カナダ	10,840,745	1.29
	シンガポール	7,008,902	0.83
	ベルギー	6,542,536	0.78
	イスラエル	3,436,517	0.41
	ポーランド	2,945,486	0.35
	スウェーデン	2,049,036	0.24
	小計	816,402,685	97.02
地方債証券	カナダ	4,478,016	0.53
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	20,628,178	2.45
合計(純資産総額)		841,508,879	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計(円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	-	153,613,095	18.25
為替予約取引	売建	-	150,654,120	17.90

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

国内株式マザーファンド(B号)

イ 主要投資銘柄(上位30銘柄)

2023年3月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	54,400	1,905.50	103,659,200	1,880.00	102,272,000	3.56
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	24,600	3,979.00	97,883,400	3,962.00	97,465,200	3.40
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	7,200	11,840.00	85,248,000	11,985.00	86,292,000	3.01
日本	株式	キーエンス	電気機器	1,300	60,950.00	79,235,000	64,450.00	83,785,000	2.92
日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	17,500	4,302.98	75,302,193	4,528.00	79,240,000	2.76
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	18,000	4,276.00	76,968,000	4,350.00	78,300,000	2.73
日本	株式	三菱UFJ フィナンシャル・グループ	銀行業	78,600	972.50	76,438,500	847.90	66,644,940	2.32
日本	株式	日清食品ホールディングス	食料品	5,100	11,336.51	57,816,206	12,130.00	61,863,000	2.16
日本	株式	インターネット トイニシア ティブ	情報・通信業	22,200	2,736.00	60,739,200	2,748.00	61,005,600	2.13
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	13,900	4,303.00	59,811,700	4,301.00	59,783,900	2.08
日本	株式	日置電機	電気機器	6,400	8,100.00	51,840,000	8,640.00	55,296,000	1.93
日本	株式	スズキ	輸送用機器	11,200	4,939.00	55,316,800	4,804.00	53,804,800	1.87
日本	株式	第一三共	医薬品	11,100	4,456.82	49,470,691	4,822.00	53,524,200	1.87
日本	株式	セガサミー ホールディングス	機械	20,000	2,454.00	49,080,000	2,513.00	50,260,000	1.75
日本	株式	丸紅	卸売業	27,200	1,911.00	51,979,200	1,795.50	48,837,600	1.70
日本	株式	西日本旅客鉄道	陸運業	8,500	5,300.84	45,057,112	5,457.00	46,384,500	1.62
日本	株式	日立製作所	電気機器	6,100	7,172.00	43,749,200	7,252.00	44,237,200	1.54
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	2,700	16,200.00	43,740,000	16,040.00	43,308,000	1.51
日本	株式	ダイキン工業	機械	1,800	23,730.00	42,714,000	23,655.00	42,579,000	1.48
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	16,100	2,868.00	46,174,800	2,547.00	41,006,700	1.43
日本	株式	京阪ホールディングス	陸運業	11,800	3,420.00	40,356,000	3,455.00	40,769,000	1.42
日本	株式	マツキヨココ カラ&カンパニー	小売業	5,700	6,670.00	38,019,000	7,010.00	39,957,000	1.39
日本	株式	新日本科学	サービス業	13,500	3,171.95	42,821,325	2,750.00	37,125,000	1.29
日本	株式	デンソー	輸送用機器	4,900	7,561.00	37,048,900	7,443.00	36,470,700	1.27

日本	株式	川崎重工業	輸送用機器	12,000	3,050.00	36,600,000	2,894.00	34,728,000	1.21
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	1,200	28,655.00	34,386,000	28,880.00	34,656,000	1.21
日本	株式	信越化学工業	化学	8,000	4,056.00	32,448,000	4,275.00	34,200,000	1.19
日本	株式	ロート製薬	医薬品	12,200	2,530.49	30,871,973	2,770.00	33,794,000	1.18
日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	19,800	1,712.00	33,897,600	1,697.00	33,600,600	1.17
日本	株式	ディスコ	機械	2,100	14,366.67	30,170,000	15,300.00	32,130,000	1.12

□ 種類別・業種別投資比率

2023年3月31日現在

種類	業種	投資比率（％）
株式（国内）	鉱業	0.60
	建設業	1.06
	食料品	3.31
	パルプ・紙	1.01
	化学	2.92
	医薬品	7.17
	ガラス・土石製品	0.40
	鉄鋼	0.87
	非鉄金属	1.17
	機械	9.02
	電気機器	20.14
	輸送用機器	8.63
	精密機器	1.05
	その他製品	0.21
	電気・ガス業	1.03
	陸運業	3.79
	海運業	0.44
	空運業	0.80
	情報・通信業	9.93
	卸売業	4.78
小売業	4.41	
銀行業	3.64	
証券、商品先物取引業	1.34	
保険業	1.91	
不動産業	0.86	
サービス業	6.18	
合計		96.67

国内債券マザーファンド（B号）

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2023年3月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	利率 （％）	償還期限	投資 比率 （％）
日本	国債 証券	446 2年国債	20,100,000,000	100.10	20,119,754,000	100.17	20,134,572,000	0.005	2025/03/01	6.82

日本	国債証券	443 2年国債	14,370,000,000	100.14	14,389,833,000	100.18	14,396,297,100	0.005	2024/12/01	4.88
日本	国債証券	357 10年国債	13,250,000,000	98.03	12,989,316,500	99.37	13,166,525,000	0.100	2029/12/20	4.46
日本	国債証券	354 10年国債	11,350,000,000	98.80	11,213,704,000	99.73	11,319,809,000	0.100	2029/03/20	3.83
日本	国債証券	149 20年国債	10,010,000,000	108.57	10,868,261,300	110.44	11,055,244,200	1.500	2034/06/20	3.74
日本	国債証券	182 20年国債	8,665,000,000	97.78	8,472,932,000	101.46	8,791,855,600	1.100	2042/09/20	2.98
日本	国債証券	141 20年国債	6,860,000,000	109.97	7,543,643,100	112.21	7,697,537,400	1.700	2032/12/20	2.61
日本	国債証券	364 10年国債	7,700,000,000	96.01	7,392,950,000	98.11	7,554,085,000	0.100	2031/09/20	2.56
日本	国債証券	183 20年国債	6,600,000,000	103.81	6,851,394,000	106.59	7,034,742,000	1.400	2042/12/20	2.38
日本	国債証券	156 5年国債	6,800,000,000	100.48	6,832,348,000	100.54	6,836,720,000	0.200	2027/12/20	2.32
日本	国債証券	153 5年国債	6,250,000,000	99.42	6,213,750,000	99.85	6,240,750,000	0.005	2027/06/20	2.11
日本	国債証券	445 2年国債	5,500,000,000	100.13	5,507,315,000	100.18	5,510,065,000	0.005	2025/02/01	1.87
日本	国債証券	353 10年国債	5,500,000,000	98.83	5,435,815,000	99.83	5,490,595,000	0.100	2028/12/20	1.86
日本	国債証券	753 0年国債	4,450,000,000	97.12	4,321,662,000	100.64	4,478,435,500	1.300	2052/06/20	1.52
日本	国債証券	173 20年国債	4,850,000,000	88.29	4,282,210,500	91.66	4,445,461,500	0.400	2040/06/20	1.51
日本	国債証券	165 20年国債	4,000,000,000	92.69	3,707,720,000	95.74	3,829,440,000	0.500	2038/06/20	1.30
日本	国債証券	155 5年国債	3,700,000,000	100.47	3,717,538,000	101.06	3,739,109,000	0.300	2027/12/20	1.27
日本	国債証券	167 20年国債	3,830,000,000	91.99	3,523,217,000	95.15	3,644,130,100	0.500	2038/12/20	1.23
日本	国債証券	453 0年国債	3,250,000,000	104.10	3,383,315,000	107.77	3,502,395,000	1.500	2044/12/20	1.19
日本	国債証券	673 0年国債	3,980,000,000	81.67	3,250,289,000	84.82	3,375,836,000	0.600	2050/06/20	1.14
日本	国債証券	703 0年国債	3,800,000,000	83.39	3,168,744,000	86.63	3,291,902,000	0.700	2051/03/20	1.11

日本	国債証券	145 20年国債	2,860,000,000	110.07	3,148,030,600	112.37	3,213,782,000	1.700	2033/06/20	1.09
日本	国債証券	136 20年国債	2,800,000,000	108.71	3,043,880,000	111.05	3,109,512,000	1.600	2032/03/20	1.05
日本	国債証券	154 0年国債	3,400,000,000	85.39	2,903,233,000	89.35	3,037,968,000	1.000	2062/03/20	1.03
日本	国債証券	175 20年国債	3,050,000,000	89.28	2,723,040,000	92.61	2,824,727,000	0.500	2040/12/20	0.96
日本	国債証券	154 5年国債	2,800,000,000	99.68	2,791,152,000	100.18	2,804,984,000	0.100	2027/09/20	0.95
日本	国債証券	164 20年国債	2,910,000,000	93.04	2,707,434,900	95.99	2,793,338,100	0.500	2038/03/20	0.95
日本	国債証券	140 20年国債	2,350,000,000	109.92	2,583,120,000	112.21	2,637,029,000	1.700	2032/09/20	0.89
日本	国債証券	170 20年国債	2,800,000,000	87.82	2,458,988,000	91.13	2,551,752,000	0.300	2039/09/20	0.86
日本	国債証券	154 20年国債	2,160,000,000	104.08	2,248,214,400	106.90	2,308,953,600	1.200	2035/09/20	0.78

□ 種類別投資比率

2023年3月31日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	70.08
地方債証券	1.97
特殊債券	6.19
社債券	17.16
合計	95.41

外国株式マザーファンド(B号)

イ 主要投資銘柄(上位30銘柄)

2023年3月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	1,605	31,959.66	51,295,247	36,564.52	58,686,054	4.13
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CLA	メディア・娯楽	4,305	12,523.93	53,915,500	13,471.84	57,996,278	4.09
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	1,319	34,342.79	45,298,135	37,929.20	50,028,610	3.52
アメリカ	株式	FORTINET INC	ソフトウェア・サービス	3,536	8,132.25	28,755,648	8,787.61	31,072,986	2.19

イギリス	株式	ASTRAZENECA PLC	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	1,520	17,877.72	27,174,129	18,486.43	28,099,372	1.98
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	616	42,715.37	26,312,670	45,492.34	28,023,278	1.97
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サー ビス	936	29,841.74	27,931,869	29,691.73	27,791,460	1.96
アイルラ ンド	株式	ACCENTURE PLC- CL A	ソフト ウェア・ サービス	649	35,910.88	23,306,160	37,743.59	24,495,589	1.73
アメリカ	株式	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	325	74,632.52	24,255,568	75,173.38	24,431,349	1.72
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費 財・サー ビス流 通・小売 り	638	39,755.19	25,363,813	38,104.12	24,310,429	1.71
アメリカ	株式	SYNOPSYS INC	ソフト ウェア・ サービス	472	49,060.03	23,156,331	50,199.27	23,694,054	1.67
アメリカ	株式	ANSYS INC	ソフト ウェア・ サービス	542	41,438.74	22,459,799	43,536.12	23,596,577	1.66
フランス	株式	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	耐久消費 財・アパ レル	186	118,749.16	22,087,344	120,510.44	22,414,941	1.58
アメリカ	株式	INTUIT INC	ソフト ウェア・ サービス	381	54,563.27	20,788,607	58,765.22	22,389,547	1.58
フランス	株式	SCHNEIDER ELECTRIC SE	資本財	997	22,524.62	22,457,050	22,309.73	22,242,802	1.57
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケ ア機器・ サービス	340	63,974.31	21,751,265	62,767.11	21,340,818	1.50
アメリカ	株式	ROCKWELL AUTOMATION INC	資本財	534	40,320.75	21,531,282	38,393.88	20,502,332	1.44
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディ ア・娯楽	705	25,492.47	17,972,189	27,752.88	19,565,777	1.38
アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフト ウェア・ サービス	383	46,034.97	17,631,394	50,995.11	19,531,125	1.38

スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	1,172	15,818.77	18,539,602	16,185.76	18,969,708	1.34
香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	13,400	1,465.57	19,638,578	1,411.83	18,918,522	1.33
アメリカ	株式	SERVICENOW INC	ソフトウェア・サービス	321	59,234.09	19,014,141	58,703.79	18,843,917	1.33
アメリカ	株式	EOG RESOURCES INC	エネルギー	1,213	16,193.25	19,642,412	15,161.00	18,390,288	1.30
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	1,047	19,083.75	19,980,690	17,191.99	18,000,010	1.27
アメリカ	株式	KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	843	21,298.19	17,954,378	21,107.09	17,793,274	1.25
フランス	株式	L'OREAL	家庭用品・パーソナル用品	299	55,251.09	16,520,075	59,096.75	17,669,927	1.24
アメリカ	株式	TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	金融サービス	1,646	9,951.57	16,380,277	10,551.54	17,367,835	1.22
アメリカ	株式	ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	家庭用品・パーソナル用品	521	33,768.69	17,593,488	32,944.52	17,164,095	1.21
アメリカ	株式	ANALOG DEVICES INC	半導体・半導体製造装置	661	24,859.29	16,431,992	25,932.86	17,141,621	1.21
アメリカ	株式	LULULEMON ATHLETICA INC	耐久消費財・アパレル	357	42,567.42	15,196,569	47,815.76	17,070,225	1.20

□ 種類別・業種別投資比率

2023年3月31日現在

種類	業種	投資比率(%)
株式(外国)	エネルギー	2.55
	素材	3.93
	資本財	6.84
	商業・専門サービス	2.71
	運輸	1.57
	自動車・自動車部品	1.29
	耐久消費財・アパレル	4.59
	消費者サービス	4.57
	一般消費財・サービス流通・小売り	1.71
	生活必需品流通・小売り	0.98
	食品・飲料・タバコ	3.40
	家庭用品・パーソナル用品	2.45
	ヘルスケア機器・サービス	5.85

医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	9.64
銀行	2.08
金融サービス	9.89
保険	2.28
ソフトウェア・サービス	15.05
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.71
半導体・半導体製造装置	7.68
公益事業	0.86
メディア・娯楽	6.33
合計	97.97

外国債券マザーファンド(B号)

イ 主要投資銘柄(上位30銘柄)

2023年3月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	360,000	13,960.41	50,257,487	14,067.95	50,644,636	0.250	2024/07/30	6.02
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	515,000	8,449.11	43,512,920	8,792.55	45,281,632	1.125	2040/05/15	5.38
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	275,000	11,455.81	31,503,465	11,796.71	32,440,946	1.375	2028/10/31	3.86
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	240,000	12,322.01	29,572,835	12,612.04	30,268,900	2.250	2027/02/15	3.60
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	240,000	12,275.01	29,460,029	12,530.59	30,073,412	1.625	2026/02/15	3.57
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	180,000	15,530.84	27,955,507	16,029.05	28,852,297	4.000	2038/10/25	3.43
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	225,000	12,452.87	28,018,967	12,775.75	28,745,437	2.750	2028/02/15	3.42
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	230,000	12,084.47	27,794,269	12,496.41	28,741,731	2.750	2032/08/15	3.42
イギリス	国債証券	UK GILT	155,000	16,680.17	25,854,263	16,784.31	26,015,676	4.125	2027/01/29	3.09
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	205,000	12,139.69	24,886,360	12,196.91	25,003,664	0.000	2029/11/25	2.97
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	190,000	12,516.30	23,780,971	12,705.65	24,140,728	1.500	2025/02/15	2.87
イギリス	国債証券	UK GILT	165,000	14,007.34	23,112,109	13,935.19	22,993,055	0.500	2029/01/31	2.73
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	170,000	12,746.11	21,668,380	12,887.92	21,909,455	1.750	2024/07/31	2.60
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	145,000	14,672.84	21,275,615	14,676.19	21,280,475	4.400	2023/10/31	2.53
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	160,000	12,302.92	19,684,672	12,674.27	20,278,827	2.750	2029/05/31	2.41
ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	160,000	12,475.53	19,960,842	12,331.26	19,730,021	0.000	2030/08/15	2.34

アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	150,000	12,414.02	18,621,025	12,608.57	18,912,855	1.125	2025/02/28	2.25
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	140,000	11,376.62	15,927,271	11,678.53	16,349,947	0.500	2027/05/31	1.94
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	110,000	12,759.86	14,035,845	12,989.66	14,288,631	2.875	2025/11/30	1.70
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000	13,506.21	13,506,211	13,787.73	13,787,734	3.450	2043/07/30	1.64
イギリス	国債証券	UK GILT	80,000	15,390.95	12,312,763	15,491.45	12,393,159	0.250	2025/01/31	1.47
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	95,000	12,390.57	11,771,043	12,726.31	12,089,994	1.250	2030/10/31	1.44
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000	11,585.03	11,585,031	11,973.52	11,973,520	2.700	2048/10/31	1.42
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	100,000	11,126.01	11,126,013	11,482.01	11,482,007	0.000	2031/11/25	1.36
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	110,000	9,684.70	10,653,166	10,049.00	11,053,896	0.850	2037/07/30	1.31
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	95,000	11,039.86	10,487,866	11,412.54	10,841,914	2.875	2043/05/15	1.29
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	75,000	13,526.75	10,145,062	13,763.40	10,322,549	1.500	2027/04/30	1.23
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	90,000	10,826.61	9,743,951	11,209.98	10,088,979	1.375	2031/11/15	1.20
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	500,000	1,930.44	9,652,179	1,933.74	9,668,682	2.750	2029/06/15	1.15
オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVERNMENT	70,000	13,761.21	9,632,849	13,494.55	9,446,182	0.750	2027/07/15	1.12

□ 種類別投資比率

2023年3月31日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	97.02
地方債証券	0.53
合計	97.55

投資不動産物件

国内株式マザーファンド（B号）

該当事項はありません。

国内債券マザーファンド（B号）

該当事項はありません。

外国株式マザーファンド（B号）

該当事項はありません。

外国債券マザーファンド（B号）

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
国内株式マザーファンド（B号）
該当事項はありません。

国内債券マザーファンド（B号）

2023年3月31日現在

種類	国/ 地域	取引所 等	名称	買建/ 売建	数量	通貨	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
債券先物 取引	日本	大阪取引 所	長国 先 0 5 0 6月 2 0 2 3年6月	買建	28	日本・円	4,104,283,120	4,147,360,000	1.40

（注）主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

外国株式マザーファンド（B号）
該当事項はありません。

外国債券マザーファンド（B号）

2023年3月31日現在

種類	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	アメリカ・ドル	買建	469,000.00	60,652,120	61,933,795	7.36
	ユーロ	買建	378,000.00	54,192,704	54,706,050	6.50
	オフショア・人民元	買建	1,183,000.00	23,068,905	22,853,430	2.72
	イギリス・ポンド	買建	31,000.00	5,070,831	5,082,760	0.60
	デンマーク・クローネ	買建	210,000.00	4,048,075	4,083,450	0.49
	ニュージーランド・ドル	買建	20,000.00	1,649,246	1,656,000	0.20
	カナダ・ドル	買建	16,000.00	1,568,152	1,564,480	0.19
	ノルウェー・クローネ	買建	115,000.00	1,461,175	1,466,250	0.17
	オーストラリア・ドル	買建	3,000.00	268,050	266,880	0.03
	イギリス・ポンド	売建	358,000.00	57,376,280	58,697,680	6.98
	ユーロ	売建	397,000.00	55,457,350	57,455,825	6.83
	アメリカ・ドル	売建	247,000.00	33,137,380	32,617,585	3.88
	イスラエル・シケル	売建	26,000.00	984,909	956,225	0.11
	スウェーデン・クローナ	売建	49,000.00	620,198	627,690	0.07
シンガポール・ドル	売建	3,000.00	300,450	299,115	0.04	

（注）日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

参考情報

基準日:2023年3月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

分配の推移

■年金プラン30



決算期	分配金
2023年3月	0円
2022年3月	0円
2021年3月	0円
2020年3月	0円
2019年3月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

■年金プラン50



決算期	分配金
2023年3月	0円
2022年3月	0円
2021年3月	0円
2020年3月	0円
2019年3月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

■年金プラン70



決算期	分配金
2023年3月	0円
2022年3月	0円
2021年3月	0円
2020年3月	0円
2019年3月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

主要な資産の状況

■年金プラン30

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.98
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内債券マザーファンド(B号)	57.42
日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド(B号)	21.44
日本	親投資信託受益証券	外国株式マザーファンド(B号)	10.34
日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド(B号)	9.82

■年金プラン50

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.99
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内債券マザーファンド(B号)	37.43
日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド(B号)	34.36
日本	親投資信託受益証券	外国株式マザーファンド(B号)	17.48
日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド(B号)	9.74

■年金プラン70

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.97
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド(B号)	48.18
日本	親投資信託受益証券	外国株式マザーファンド(B号)	23.42
日本	親投資信託受益証券	国内債券マザーファンド(B号)	17.68
日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド(B号)	9.75

※比率は、ファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■国内株式マザーファンド（B号）

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	日本	96.67
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3.33
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	3.56
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	3.40
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	3.01
日本	株式	キーエンス	電気機器	2.92
日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	2.76
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	2.73
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.32
日本	株式	日清食品ホールディングス	食料品	2.16
日本	株式	インターネットイニシアティブ	情報・通信業	2.13
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	2.08

■国内債券マザーファンド（B号）

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	日本	70.08
社債券	日本	16.74
	アメリカ	0.42
特殊債券	日本	6.19
地方債証券	日本	1.97
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		4.60
合計(純資産総額)		100.00

※債券先物取引の買建て 1.40%

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	446 2年国債	0.005	2025/03/01	6.82
日本	国債証券	443 2年国債	0.005	2024/12/01	4.88
日本	国債証券	357 10年国債	0.100	2029/12/20	4.46
日本	国債証券	354 10年国債	0.100	2029/03/20	3.83
日本	国債証券	149 20年国債	1.500	2034/06/20	3.74
日本	国債証券	182 20年国債	1.100	2042/09/20	2.98
日本	国債証券	141 20年国債	1.700	2032/12/20	2.61
日本	国債証券	364 10年国債	0.100	2031/09/20	2.56
日本	国債証券	183 20年国債	1.400	2042/12/20	2.38
日本	国債証券	156 5年国債	0.200	2027/12/20	2.32

■外国株式マザーファンド（B号）

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	アメリカ	71.66
	フランス	7.54
	スイス	4.32
	イギリス	3.44
	アイルランド	3.26
	香港	2.74
	オランダ	2.48
	その他	2.53
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.03
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	4.13
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	4.09
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	3.52
アメリカ	株式	FORTINET INC	ソフトウェア・サービス	2.19
イギリス	株式	ASTRAZENECA PLC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.98
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.97
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	1.96
アイルランド	株式	ACCENTURE PLC-CL A	ソフトウェア・サービス	1.73
アメリカ	株式	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.72
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費財・サービス流通・小売り	1.71

※比率は、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

■外国債券マザーファンド（B号）

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	アメリカ	45.48
	スペイン	16.58
	フランス	11.67
	イギリス	10.65
	ドイツ	3.16
	オランダ	2.17
	その他	7.31
	地方債証券	カナダ
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.45
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	0.250	2024/07/30	6.02
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.125	2040/05/15	5.38
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.375	2028/10/31	3.86
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.250	2027/02/15	3.60
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.625	2026/02/15	3.57
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	4.000	2038/10/25	3.43
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.750	2028/02/15	3.42
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.750	2032/08/15	3.42
イギリス	国債証券	UK GILT	4.125	2027/01/29	3.09
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	0.000	2029/11/25	2.97

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

■年金プラン30



■年金プラン50



■年金プラン70



※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※2023年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ベンチマーク(合成指数)の情報は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

(イ) ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社にお問い合わせください。

- (ロ) 原則として午後3時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

- (ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

- (ニ) 定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

ありません。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます(基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。)。投資対象とする親投資信託受益証券は、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価します。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主要投資対象の評価方法>

主要投資対象	有価証券等の評価方法
株式、投資証券、債券等	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の最終相場で評価します。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価します。
市場デリバティブ取引	原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、それぞれ「年金30」、「年金50」、「年金70」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
--------	---------	--------

三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp
----------------------	--------------	---

お問い合わせは、午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

(2)【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2000年9月19日から下記「(5)その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

(4)【計算期間】

毎年3月7日から翌年3月6日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

イ 信託の終了

(イ) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、各ファンドの残存口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 上記c～eまでの取扱いは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記cの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従

い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(八) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(二) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。
ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。

八 信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、(イ)の信託約款の変更をしません。

(ホ) 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ニ 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの)は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書(全体版)および運用報告書(全体版)の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページで閲覧できます。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

八 償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

二 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」の記載をご参照ください。

ホ 信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約(監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。)または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に関する異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となる場合は、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

へ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期(2022年3月8日から2023年3月6日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【三井住友・年金プラン30】

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	第22期 (2022年 3月 7日現在)	第23期 (2023年 3月 6日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1,194,969	1,103,530
コール・ローン	56,363,398	33,476,437
親投資信託受益証券	2,219,920,526	2,322,660,298
未収入金	2,360,000	130,000
流動資産合計	2,279,838,893	2,357,370,265
資産合計	2,279,838,893	2,357,370,265
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,555,668	122,501
未払受託者報酬	1,022,075	1,000,043
未払委託者報酬	10,476,492	10,250,895
その他未払費用	146,396	146,410
流動負債合計	14,200,631	11,519,849
負債合計	14,200,631	11,519,849
純資産の部		
元本等		
元本	1,456,503,821	1,498,614,295
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	809,134,441	847,236,121
(分配準備積立金)	411,000,946	404,237,819
元本等合計	2,265,638,262	2,345,850,416
純資産合計	2,265,638,262	2,345,850,416
負債純資産合計	2,279,838,893	2,357,370,265

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第22期		第23期	
	自	2021年 3月 9日	自	2022年 3月 8日
	至	2022年 3月 7日	至	2023年 3月 6日
営業収益				
受取利息		183		163
有価証券売買等損益		51,323,021		37,119,772
営業収益合計		51,323,204		37,119,935
営業費用				
支払利息		9,260		6,035
受託者報酬		2,034,213		2,023,171
委託者報酬		20,850,845		20,738,321
その他費用		293,810		293,154
営業費用合計		23,188,128		23,060,681
営業利益又は営業損失（ ）		28,135,076		14,059,254
経常利益又は経常損失（ ）		28,135,076		14,059,254
当期純利益又は当期純損失（ ）		28,135,076		14,059,254
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		7,673,923		279,835
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		771,238,726		809,134,441
剰余金増加額又は欠損金減少額		81,630,997		66,339,047
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		81,630,997		66,339,047
剰余金減少額又は欠損金増加額		64,196,435		42,016,786
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		64,196,435		42,016,786
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		809,134,441		847,236,121

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第23期 自 2022年3月8日 至 2023年3月6日	
	1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>計算期間の取扱い 当計算期間は前期末が休日のため、2022年3月8日から2023年3月6日までとなっております。</p>	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第22期 (2022年3月7日現在)	第23期 (2023年3月6日現在)
	1. 当計算期間の末日における受益権の総数	1,456,503,821口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.5555円 (1万口当たりの純資産額15,555円)	1口当たり純資産額 1.5653円 (1万口当たりの純資産額15,653円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第22期 自 2021年3月9日 至 2022年3月7日	第23期 自 2022年3月8日 至 2023年3月6日

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(10,660,379円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(9,800,774円)、収益調整金(460,666,833円)、および分配準備積立金(390,539,793円)より、分配対象収益は871,667,779円(1万口当たり5,984.66円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(9,652,504円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(4,126,915円)、収益調整金(506,577,602円)、および分配準備積立金(390,458,400円)より、分配対象収益は910,815,421円(1万口当たり6,077.72円)ですが、分配を行っておりません。
----------	--	---

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	第23期 自 2022年3月8日 至 2023年3月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
<p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第23期 (2023年3月6日現在)
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p>	<p>金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
<p>2. 時価の算定方法</p>	<p>(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第22期（自 2021年3月9日 至 2022年3月7日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	10,265,538円
合計	10,265,538円

第23期（自 2022年3月8日 至 2023年3月6日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	28,151,963円
合計	28,151,963円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第23期 自 2022年3月8日 至 2023年3月6日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第22期 (2022年3月7日現在)	第23期 (2023年3月6日現在)
期首元本額	1,440,199,208円	1,456,503,821円
期中追加設定元本額	135,591,974円	117,656,352円
期中一部解約元本額	119,287,361円	75,545,878円

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド（B号）	251,467,865	502,684,262	
	国内債券マザーファンド（B号）	994,496,688	1,353,410,542	
	外国株式マザーファンド（B号）	64,270,163	240,492,522	
	外国債券マザーファンド（B号）	78,606,736	226,072,972	
	親投資信託受益証券 小計		2,322,660,298	
合計			2,322,660,298	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三井住友・年金プラン50】

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	第22期 (2022年 3月 7日現在)	第23期 (2023年 3月 6日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1,797,606	1,717,609
コール・ローン	84,788,093	52,105,027
親投資信託受益証券	3,148,418,212	3,337,716,000
未収入金	10,000,000	430,000
流動資産合計	3,245,003,911	3,391,968,636
資産合計	3,245,003,911	3,391,968,636
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,376,689	464,132
未払受託者報酬	1,476,834	1,426,091
未払委託者報酬	18,830,139	18,183,264
その他未払費用	200,357	200,386
流動負債合計	21,884,019	20,273,873
負債合計	21,884,019	20,273,873
純資産の部		
元本等		
元本	1,944,226,696	1,959,919,507
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,278,893,196	1,411,775,256
(分配準備積立金)	774,035,826	833,543,331
元本等合計	3,223,119,892	3,371,694,763
純資産合計	3,223,119,892	3,371,694,763
負債純資産合計	3,245,003,911	3,391,968,636

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第22期		第23期	
	自 2021年 3月 9日 至 2022年 3月 7日		自 2022年 3月 8日 至 2023年 3月 6日	
営業収益				
受取利息		278		271
有価証券売買等損益		113,989,330		162,967,788
営業収益合計		113,989,608		162,968,059
営業費用				
支払利息		14,562		9,363
受託者報酬		2,919,221		2,898,972
委託者報酬		37,220,450		36,963,116
その他費用		402,345		401,351
営業費用合計		40,556,578		40,272,802
営業利益又は営業損失（ ）		73,433,030		122,695,257
経常利益又は経常損失（ ）		73,433,030		122,695,257
当期純利益又は当期純損失（ ）		73,433,030		122,695,257
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		15,728,957		6,733,128
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		1,193,028,143		1,278,893,196
剰余金増加額又は欠損金減少額		125,002,090		114,065,845
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		125,002,090		114,065,845
剰余金減少額又は欠損金増加額		96,841,110		97,145,914
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		96,841,110		97,145,914
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,278,893,196		1,411,775,256

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第23期 自 2022年3月8日 至 2023年3月6日	
	1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>計算期間の取扱い 当計算期間は前期末が休日のため、2022年3月8日から2023年3月6日までとなっております。</p>	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第22期 (2022年3月7日現在)	第23期 (2023年3月6日現在)
	1. 当計算期間の末日における受益権の総数	1,944,226,696口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.6578円 (1万口当たりの純資産額16,578円)	1口当たり純資産額 1.7203円 (1万口当たりの純資産額17,203円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第22期 自 2021年3月9日 至 2022年3月7日	第23期 自 2022年3月8日 至 2023年3月6日

分配金の計算過程	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(23,397,674円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(34,306,399円)、収益調整金(610,843,393円)、および分配準備積立金(716,331,753円)より、分配対象収益は1,384,879,219円(1万口当たり7,123.03円)であります。分配を行っておりません。</p>	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(34,990,845円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(80,971,284円)、収益調整金(678,786,552円)、および分配準備積立金(717,581,202円)より、分配対象収益は1,512,329,883円(1万口当たり7,716.29円)であります。分配を行っておりません。</p>
----------	--	--

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	<p style="text-align: center;">第23期 自 2022年3月8日 至 2023年3月6日</p>
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。</p>
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
<p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第23期 (2023年3月6日現在)
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p>	<p>金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
<p>2. 時価の算定方法</p>	<p>(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第22期（自 2021年3月9日 至 2022年3月7日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	44,157,204円
合計	44,157,204円

第23期（自 2022年3月8日 至 2023年3月6日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	142,286,405円
合計	142,286,405円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第23期 自 2022年3月8日 至 2023年3月6日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第22期 (2022年3月7日現在)	第23期 (2023年3月6日現在)
期首元本額	1,927,956,673円	1,944,226,696円
期中追加設定元本額	171,922,270円	162,949,551円
期中一部解約元本額	155,652,247円	147,256,740円

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド（B号）	581,815,233	1,163,048,650	
	国内債券マザーファンド（B号）	932,661,999	1,269,259,714	
	外国株式マザーファンド（B号）	155,479,897	581,790,226	
	外国債券マザーファンド（B号）	112,523,439	323,617,410	
	親投資信託受益証券 小計		3,337,716,000	
合計			3,337,716,000	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三井住友・年金プラン70】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第22期 (2022年 3月 7日現在)	第23期 (2023年 3月 6日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1,265,672	1,384,451
コール・ローン	59,698,259	41,998,392
親投資信託受益証券	2,187,252,023	2,464,749,628
未収入金	3,000,000	920,000
流動資産合計	2,251,215,954	2,509,052,471
資産合計	2,251,215,954	2,509,052,471
負債の部		
流動負債		
未払解約金	359,649	1,105,370
未払受託者報酬	1,046,916	1,039,364
未払委託者報酬	15,966,120	15,851,051
その他未払費用	234,409	234,441
流動負債合計	17,607,094	18,230,226
負債合計	17,607,094	18,230,226
純資産の部		
元本等		
元本	1,321,332,797	1,378,709,751
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	912,276,063	1,112,112,494
(分配準備積立金)	540,623,244	649,281,949
元本等合計	2,233,608,860	2,490,822,245
純資産合計	2,233,608,860	2,490,822,245
負債純資産合計	2,251,215,954	2,509,052,471

（ 2 ） 【 損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第22期		第23期	
	自 2021年 3月 9日 至 2022年 3月 7日		自 2022年 3月 8日 至 2023年 3月 6日	
営業収益				
受取利息		211		198
有価証券売買等損益		94,902,734		189,177,605
営業収益合計		94,902,945		189,177,803
営業費用				
支払利息		11,344		7,425
受託者報酬		2,037,910		2,092,760
委託者報酬		31,078,648		31,916,002
その他費用		470,137		469,290
営業費用合計		33,598,039		34,485,477
営業利益又は営業損失（ ）		61,304,906		154,692,326
経常利益又は経常損失（ ）		61,304,906		154,692,326
当期純利益又は当期純損失（ ）		61,304,906		154,692,326
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		18,286,995		6,298,030
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		804,412,002		912,276,063
剰余金増加額又は欠損金減少額		149,502,010		123,260,790
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		149,502,010		123,260,790
剰余金減少額又は欠損金増加額		84,655,860		71,818,655
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		84,655,860		71,818,655
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		912,276,063		1,112,112,494

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第23期 自 2022年3月8日 至 2023年3月6日	
	1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>計算期間の取扱い 当計算期間は前期末が休日のため、2022年3月8日から2023年3月6日までとなっております。</p>	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第22期 (2022年3月7日現在)	第23期 (2023年3月6日現在)
	1. 当計算期間の末日における受益権の総数	1,321,332,797口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.6904円 (1万口当たりの純資産額16,904円)	1口当たり純資産額 1.8066円 (1万口当たりの純資産額18,066円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第22期 自 2021年3月9日 至 2022年3月7日	第23期 自 2022年3月8日 至 2023年3月6日

分配金の計算過程	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(18,562,830円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(24,455,081円)、収益調整金(436,502,835円)、および分配準備積立金(497,605,333円)より、分配対象収益は977,126,079円(1万口当たり7,395.00円)であります。分配を行っておりません。</p>	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(33,800,487円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(114,593,809円)、収益調整金(519,163,701円)、および分配準備積立金(500,887,653円)より、分配対象収益は1,168,445,650円(1万口当たり8,474.92円)であります。分配を行っておりません。</p>
----------	--	---

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	<p style="text-align: center;">第23期 自 2022年3月8日 至 2023年3月6日</p>
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。</p>
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
<p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第23期 (2023年3月6日現在)
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p>	<p>金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
<p>2. 時価の算定方法</p>	<p>(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第22期（自 2021年3月9日 至 2022年3月7日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	45,422,336円
合計	45,422,336円

第23期(自 2022年3月8日 至 2023年3月6日)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	175,951,900円
合計	175,951,900円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第23期 自 2022年3月8日 至 2023年3月6日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第22期 (2022年3月7日現在)	第23期 (2023年3月6日現在)
期首元本額	1,263,272,134円	1,321,332,797円
期中追加設定元本額	188,973,127円	160,660,862円
期中一部解約元本額	130,912,464円	103,283,908円

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益 証券	国内株式マザーファンド(B号)	603,044,767	1,205,486,489	
	国内債券マザーファンド(B号)	325,473,662	442,937,106	
	外国株式マザーファンド(B号)	154,565,755	578,369,598	
	外国債券マザーファンド(B号)	82,738,677	237,956,435	
	親投資信託受益証券 小計		2,464,749,628	
合 計			2,464,749,628	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「三井住友・年金プラン30」、「三井住友・年金プラン50」および「三井住友・年金プラン70」は、「国内株式マザーファンド（B号）」、「国内債券マザーファンド（B号）」、「外国株式マザーファンド（B号）」および「外国債券マザーファンド（B号）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

国内株式マザーファンド（B号）

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(2022年3月7日現在)	(2023年3月6日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1,329,360	928,744
コール・ローン	62,702,229	28,174,176
株式	2,435,747,980	2,840,825,160
未収入金	15,458,856	13,508,519
未収配当金	3,034,000	1,350,700
流動資産合計	2,518,272,425	2,884,787,299
資産合計	2,518,272,425	2,884,787,299
負債の部		
流動負債		
未払金	14,370,708	12,485,761
未払解約金	-	1,100,000
その他未払費用	126	57
流動負債合計	14,370,834	13,585,818
負債合計	14,370,834	13,585,818
純資産の部		
元本等		
元本	1,418,766,598	1,436,327,865
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	1,085,134,993	1,434,873,616
元本等合計	2,503,901,591	2,871,201,481
純資産合計	2,503,901,591	2,871,201,481
負債純資産合計	2,518,272,425	2,884,787,299

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2022年3月8日 至 2023年3月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。

	<p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券</p> <p>金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券</p> <p>直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。</p>

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（2022年3月7日現在）	（2023年3月6日現在）
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	1,418,766,598口	1,436,327,865口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.7648円 （1万口当たりの純資産額17,648円）	1口当たり純資産額 1.9990円 （1万口当たりの純資産額19,990円）

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年3月8日 至 2023年3月6日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。</p>
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券</p> <p>当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引</p> <p>当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク</p> <p>有価証券およびデリバティブ取引等</p> <p>当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
<p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	(2023年3月6日現在)
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p>	<p>金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
<p>2. 時価の算定方法</p>	<p>(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2022年3月8日 至 2023年3月6日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2022年3月7日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	1,471,870,163円
同期中における追加設定元本額	240,352,353円
同期中における一部解約元本額	293,455,918円
2022年3月7日現在の元本の内訳	
三井住友・年金プラン30	248,486,637円
三井住友・年金プラン50	585,977,128円
三井住友・年金プラン70	584,302,833円
合 計	1,418,766,598円

(2023年3月6日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	1,418,766,598円
同期中における追加設定元本額	192,773,344円
同期中における一部解約元本額	175,212,077円
2023年3月6日現在の元本の内訳	
三井住友・年金プラン30	251,467,865円
三井住友・年金プラン50	581,815,233円
三井住友・年金プラン70	603,044,767円
合 計	1,436,327,865円

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

(単位 : 円)

銘柄	株 数	評価額		備考
		単価	金額	
I N P E X	10,200	1,495.000	15,249,000	
東鉄工業	9,900	2,783.000	27,551,700	
日揮ホールディングス	9,100	1,806.000	16,434,600	
ヤクルト本社	2,100	9,440.000	19,824,000	
キッコーマン	900	6,360.000	5,724,000	
日清食品ホールディングス	4,700	11,320.000	53,204,000	
レンゴー	34,400	867.000	29,824,800	
大阪ソーダ	1,900	4,495.000	8,540,500	
信越化学工業	1,600	20,280.000	32,448,000	
三井化学	8,700	3,365.000	29,275,500	

エフピコ	1,500	3,410.000	5,115,000
ユニ・チャーム	2,200	5,113.000	11,248,600
武田薬品工業	18,200	4,276.000	77,823,200
アステラス製薬	11,200	1,908.500	21,375,200
エーザイ	2,600	7,425.000	19,305,000
ロート製薬	10,500	2,524.000	26,502,000
第一三共	6,900	4,431.000	30,573,900
東洋炭素	5,300	4,295.000	22,763,500
日本製鉄	10,700	3,165.000	33,865,500
住友電気工業	20,200	1,712.000	34,582,400
日本製鋼所	4,000	2,651.000	10,604,000
ディスコ	700	43,100.000	30,170,000
タツモ	10,400	2,175.000	22,620,000
荏原製作所	4,300	5,880.000	25,284,000
ダイキン工業	1,800	23,730.000	42,714,000
ダイフク	900	7,570.000	6,813,000
C K D	11,300	2,164.000	24,453,200
セガサミーホールディングス	20,200	2,454.000	49,570,800
T H K	4,100	3,240.000	13,284,000
日立造船	22,000	947.000	20,834,000
三菱重工業	2,900	5,097.000	14,781,300
イビデン	2,500	5,070.000	12,675,000
日立製作所	6,600	7,172.000	47,335,200
富士電機	5,400	5,440.000	29,376,000
安川電機	2,200	5,580.000	12,276,000
ダイヘン	5,400	4,410.000	23,814,000
ルネサスエレクトロニクス	16,600	1,813.000	30,095,800
アルバック	2,700	5,300.000	14,310,000
パナソニック ホールディングス	11,600	1,213.500	14,076,600
ソニーグループ	7,200	11,840.000	85,248,000
T D K	6,200	4,830.000	29,946,000
キーエンス	1,300	60,950.000	79,235,000
日置電機	6,400	8,100.000	51,840,000
フェローテックホールディングス	3,000	3,295.000	9,885,000
イリソ電子工業	5,500	4,885.000	26,867,500
レーザーテック	900	22,395.000	20,155,500
ローム	1,200	10,650.000	12,780,000
三井ハイテック	800	7,190.000	5,752,000
東京エレクトロン	900	48,600.000	43,740,000
デンソー	5,600	7,561.000	42,341,600
川崎重工業	15,500	3,050.000	47,275,000
いすゞ自動車	9,000	1,676.000	15,084,000
トヨタ自動車	57,200	1,905.500	108,994,600
スズキ	11,400	4,939.000	56,304,600
テルモ	1,500	3,632.000	5,448,000
トプコン	14,300	1,808.000	25,854,400
関西電力	23,300	1,268.000	29,544,400
西日本旅客鉄道	5,700	5,269.000	30,033,300

京阪ホールディングス	11,900	3,420.000	40,698,000
山九	6,200	5,100.000	31,620,000
商船三井	6,700	3,605.000	24,153,500
A N Aホールディングス	8,100	2,812.000	22,777,200
コーエーテクモホールディングス	12,100	2,332.000	28,217,200
ネクソン	6,600	3,080.000	20,328,000
フィックスターズ	11,800	1,463.000	17,263,400
インターネットイニシアティブ	22,600	2,736.000	61,833,600
大塚商会	5,800	4,630.000	26,854,000
日本電信電話	25,000	3,979.000	99,475,000
東宝	3,000	4,750.000	14,250,000
ソフトバンクグループ	2,400	5,708.000	13,699,200
伊藤忠商事	15,000	4,303.000	64,545,000
丸紅	29,700	1,911.000	56,756,700
豊田通商	5,100	5,770.000	29,427,000
マツキヨココカラ&カンパニー	5,700	6,670.000	38,019,000
ニトリホールディングス	400	15,485.000	6,194,000
ファーストリテイリング	1,200	28,655.000	34,386,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	113,700	972.500	110,573,250
りそなホールディングス	41,000	750.400	30,766,400
三井住友トラスト・ホールディングス	10,600	5,208.000	55,204,800
S B Iホールディングス	7,700	2,924.000	22,514,800
野村ホールディングス	46,300	564.200	26,122,460
第一生命ホールディングス	8,900	2,876.500	25,600,850
東京海上ホールディングス	20,100	2,868.000	57,646,800
オープンハウスグループ	3,200	5,010.000	16,032,000
新日本科学	12,600	3,190.000	40,194,000
ベネフィット・ワン	8,200	2,079.000	17,047,800
エムスリー	1,600	3,271.000	5,233,600
オリエンタルランド	3,100	21,470.000	66,557,000
日本郵政	23,600	1,220.500	28,803,800
キュービーネットホールディングス	11,100	1,386.000	15,384,600
合 計	976,300		2,840,825,160

(b) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

国内債券マザーファンド（B号）

（1）貸借対照表

（単位：円）

	（2022年3月7日現在）	（2023年3月6日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	26,369,788	69,523,655

コール・ローン	1,243,790,027	2,109,054,425
国債証券	157,588,726,072	215,067,773,095
地方債証券	5,881,034,500	5,816,434,200
特殊債券	15,590,392,517	16,856,201,190
社債券	36,860,900,500	48,339,117,900
未収入金	900,550,000	6,341,785,000
未収利息	284,816,691	417,019,208
前払費用	37,638,040	84,762,337
流動資産合計	218,414,218,135	295,101,671,010
資産合計	218,414,218,135	295,101,671,010
負債の部		
流動負債		
未払金	996,400,000	6,546,977,500
未払解約金	22,059,260	6,733,246
その他未払費用	4,556	8,616
流動負債合計	1,018,463,816	6,553,719,362
負債合計	1,018,463,816	6,553,719,362
純資産の部		
元本等		
元本	153,856,048,834	212,034,711,088
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	63,539,705,485	76,513,240,560
元本等合計	217,395,754,319	288,547,951,648
純資産合計	217,395,754,319	288,547,951,648
負債純資産合計	218,414,218,135	295,101,671,010

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2022年3月8日 至 2023年3月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2022年3月7日現在)	(2023年3月6日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	153,856,048,834口	212,034,711,088口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.4130円 (1万口当たりの純資産額14,130円)	1口当たり純資産額 1.3609円 (1万口当たりの純資産額13,609円)

(金融商品に関する注記)

・金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年3月8日 至 2023年3月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
<p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	(2023年3月6日現在)
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p>	<p>金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
<p>2. 時価の算定方法</p>	<p>(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2022年3月8日 至 2023年3月6日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2022年3月7日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	128,232,774,710円
同期中における追加設定元本額	31,083,220,760円
同期中における一部解約元本額	5,459,946,636円
2022年3月7日現在の元本の内訳	
三井住友・年金プラン30	943,975,063円
三井住友・年金プラン50	881,982,335円
三井住友・年金プラン70	292,062,536円
三井住友・DCバランスファンド（安定型）	111,336,775円
三井住友・DCバランスファンド（安定成長型）	211,836,590円
三井住友・DCバランスファンド（成長型）	69,292,300円
三井住友・DC国内債券アクティブ	312,775,597円
三井住友・日本債券年金ファンド	4,564,824,495円
S M A M・年金国内債券アクティブファンド（適格機関投資家専用）	2,659,218,767円
S M A M・バランスファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	126,690,065円
S M A M・バランスファンドVA株40型（適格機関投資家専用）	1,278,339円
S M A M・バランスファンドVA株60型（適格機関投資家専用）	358,057円
S M A M・バランスファンドVA株80型（適格機関投資家専用）	152,022円
バランスファンドVA（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	77,060,020円
三井住友 / F O F s 用日本債F（適格機関投資家限定）	143,603,205,873円
合 計	153,856,048,834円

（2023年3月6日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	153,856,048,834円
同期中における追加設定元本額	61,403,077,984円
同期中における一部解約元本額	3,224,415,730円
2023年3月6日現在の元本の内訳	
三井住友・年金プラン30	994,496,688円
三井住友・年金プラン50	932,661,999円
三井住友・年金プラン70	325,473,662円
三井住友・DCバランスファンド（安定型）	98,064,044円
三井住友・DCバランスファンド（安定成長型）	192,737,814円
三井住友・DCバランスファンド（成長型）	59,043,063円
三井住友・DC国内債券アクティブ	312,691,241円
三井住友・日本債券年金ファンド	4,430,743,300円
S M A M・年金国内債券アクティブファンド（適格機関投資家専用）	2,893,203,088円

SMAM・バランスファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	105,802,460円
SMAM・バランスファンドVA株40型(適格機関投資家専用)	1,286,642円
SMAM・バランスファンドVA株60型(適格機関投資家専用)	346,108円
SMAM・バランスファンドVA株80型(適格機関投資家専用)	149,687円
バランスファンドVA(安定運用型)<適格機関投資家限定>	66,995,663円
三井住友/FOFs用日本債F(適格機関投資家限定)	201,621,015,629円
合計	212,034,711,088円

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	442 2年国債	9,850,000,000	9,863,002,000	
	443 2年国債	30,770,000,000	30,812,770,300	
	444 2年国債	18,550,000,000	18,576,897,500	
	445 2年国債	5,500,000,000	5,507,315,000	
	446 2年国債	300,000,000	300,297,000	
	149 5年国債	150,000,000	149,787,000	
	151 5年国債	500,000,000	497,990,000	
	153 5年国債	6,850,000,000	6,810,544,000	
	154 5年国債	2,800,000,000	2,791,152,000	
	155 5年国債	3,700,000,000	3,717,538,000	
	10 40年国債	150,000,000	127,848,000	
	11 40年国債	400,000,000	328,524,000	
	14 40年国債	1,350,000,000	1,056,456,000	
	15 40年国債	2,300,000,000	1,968,409,000	
	353 10年国債	5,500,000,000	5,435,815,000	
	354 10年国債	9,250,000,000	9,124,015,000	
	356 10年国債	250,000,000	245,452,500	
	357 10年国債	12,950,000,000	12,693,201,500	
	358 10年国債	20,000,000	19,582,600	
	364 10年国債	9,000,000,000	8,641,440,000	
	20 30年国債	600,000,000	717,060,000	
	30 30年国債	510,000,000	602,039,700	
	42 30年国債	1,170,000,000	1,262,944,800	
	45 30年国債	3,250,000,000	3,383,315,000	
	46 30年国債	1,130,000,000	1,175,753,700	
	48 30年国債	1,770,000,000	1,803,984,000	
	52 30年国債	210,000,000	175,604,100	
	55 30年国債	500,000,000	444,815,000	
	59 30年国債	2,150,000,000	1,844,807,500	
	60 30年国債	1,490,000,000	1,338,496,800	
	61 30年国債	350,000,000	298,487,000	

67	30年国債	3,880,000,000	3,167,050,000	
70	30年国債	3,800,000,000	3,168,744,000	
71	30年国債	870,000,000	723,857,400	
72	30年国債	150,000,000	125,019,000	
73	30年国債	200,000,000	166,324,000	
74	30年国債	2,920,000,000	2,630,014,800	
75	30年国債	4,450,000,000	4,321,662,000	
76	30年国債	3,411,000,000	3,393,262,800	
136	20年国債	2,800,000,000	3,043,880,000	
140	20年国債	4,250,000,000	4,671,812,500	
141	20年国債	7,130,000,000	7,840,647,100	
142	20年国債	280,000,000	310,492,000	
145	20年国債	2,860,000,000	3,148,030,600	
147	20年国債	90,000,000	98,174,700	
148	20年国債	400,000,000	432,116,000	
149	20年国債	4,810,000,000	5,193,501,300	
151	20年国債	470,000,000	491,046,600	
153	20年国債	2,130,000,000	2,244,125,400	
154	20年国債	2,160,000,000	2,248,214,400	
160	20年国債	1,600,000,000	1,550,448,000	
163	20年国債	2,250,000,000	2,131,290,000	
164	20年国債	2,910,000,000	2,707,434,900	
165	20年国債	4,000,000,000	3,707,720,000	
167	20年国債	3,830,000,000	3,523,217,000	
168	20年国債	1,000,000,000	901,500,000	
170	20年国債	2,800,000,000	2,458,988,000	
173	20年国債	4,850,000,000	4,282,210,500	
175	20年国債	3,050,000,000	2,723,040,000	
181	20年国債	750,000,000	708,652,500	
182	20年国債	9,365,000,000	9,151,571,650	
24	物価連動国債	1,920,000,000	2,088,381,945	
	国債証券 小計		215,067,773,095	
地方債証券	720 東京都公債	400,000,000	401,096,800	
	759 東京都公債	100,000,000	99,694,700	
	763 東京都公債	100,000,000	99,842,100	
	6 東京都20年	600,000,000	623,665,200	
	14 東京都20年	500,000,000	549,064,000	
	28-3 埼玉県公債	200,000,000	199,705,000	
	28-10 埼玉県公債	100,000,000	99,983,800	
	4 埼玉県20年	400,000,000	434,089,600	
	128 共同発行地方	300,000,000	301,365,600	
	154 共同発行地方	600,000,000	605,265,600	
	155 共同発行地方	900,000,000	902,994,300	
	29-4 横浜市公債	1,000,000,000	996,893,000	
	86 川崎市公債	500,000,000	502,774,500	

	地方債証券 小計		5,816,434,200	
特殊債券	2 地方公営20年	250,000,000	275,780,750	
	9 地方公共団20年	800,000,000	868,914,400	
	F 7 7 地方公共団体	100,000,000	104,502,000	
	F 8 0 地方公共団体	400,000,000	425,408,800	
	F 1 1 6 地方公共団体	100,000,000	104,728,500	
	F 1 3 4 地方公共団体	200,000,000	209,018,000	
	F 1 4 3 地方公共団体	500,000,000	521,567,500	
	F 1 6 3 地方公共団体	100,000,000	103,022,400	
	F 1 7 2 地方公共団体	300,000,000	308,956,800	
	5 3 地方公共団体	1,500,000,000	1,506,525,000	
	2 地方公共団15年	500,000,000	517,928,000	
	F 2 2 5 地方公共団体	100,000,000	102,937,100	
	F 2 2 6 地方公共団体	100,000,000	103,164,100	
	6 7 地方公共団体	800,000,000	805,187,200	
	7 1 政保地方公共団	214,000,000	215,663,636	
	7 3 政保地方公共団	201,000,000	203,066,481	
	7 5 政保地方公共団	303,000,000	305,966,370	
	F 3 0 3 地方公共団体	100,000,000	100,248,500	
	F 3 0 6 地方公共団体	300,000,000	302,442,300	
	9 1 地方公共団体	400,000,000	397,902,800	
	2 0 公営企業20年	400,000,000	430,990,000	
	2 4 公営企業20年	200,000,000	218,608,600	
	S 4 住宅機構R M B S	74,312,000	75,062,551	
	3 住宅機構R M B S	49,805,000	49,904,610	
	6 住宅機構R M B S	9,817,000	9,834,670	
	7 住宅機構R M B S	10,844,000	10,962,199	
	4 6 住宅機構R M B S	38,420,000	40,271,844	
	4 8 住宅機構R M B S	36,270,000	37,978,317	
	5 0 住宅機構R M B S	19,146,000	19,936,729	
	5 7 住宅機構R M B S	25,749,000	26,742,911	
	5 9 住宅機構R M B S	27,539,000	28,637,806	
	7 1 住宅機構R M B S	30,992,000	31,711,014	
	8 8 住宅機構R M B S	82,038,000	83,235,754	
	9 0 住宅機構R M B S	43,218,000	43,689,076	
	9 1 住宅機構R M B S	44,338,000	44,683,836	
	1 2 3 住宅機構R M B S	74,666,000	72,351,354	
	1 2 7 住宅機構R M B S	76,443,000	73,614,609	
	1 2 8 住宅機構R M B S	75,416,000	72,783,981	
	1 2 9 住宅機構R M B S	154,356,000	149,231,380	
	1 3 0 住宅機構R M B S	383,625,000	369,967,950	
	1 3 3 住宅機構R M B S	310,548,000	298,964,559	
1 3 4 住宅機構R M B S	78,326,000	75,059,805		
1 3 5 住宅機構R M B S	78,962,000	75,621,907		
1 3 6 住宅機構R M B S	78,980,000	75,994,556		

139	住宅機構R M B S	79,465,000	76,564,527	
140	住宅機構R M B S	792,030,000	757,893,507	
141	住宅機構R M B S	806,160,000	768,915,408	
142	住宅機構R M B S	245,181,000	233,191,649	
143	住宅機構R M B S	164,032,000	155,699,174	
146	住宅機構R M B S	503,874,000	474,145,434	
147	住宅機構R M B S	417,640,000	392,832,184	
148	住宅機構R M B S	843,100,000	789,900,390	
152	住宅機構R M B S	433,035,000	411,426,553	
153	住宅機構R M B S	173,068,000	164,310,759	
154	住宅機構R M B S	262,260,000	248,307,768	
164	住宅機構R M B S	91,723,000	86,751,613	
178	住宅機構R M B S	95,779,000	91,516,834	
179	住宅機構R M B S	96,566,000	91,959,801	
188	住宅機構R M B S	399,516,000	400,394,934	
189	住宅機構R M B S	300,000,000	300,270,000	
190	住宅機構R M B S	1,500,000,000	1,513,350,000	
	特殊債券 小計		16,856,201,190	
社債券	92 東日本高速道	2,100,000,000	2,098,051,200	
	65 西日本高速道	500,000,000	495,329,000	
	AFL 0.844 04/14/33	400,000,000	372,488,000	
	16 長谷工コ - ポ	300,000,000	295,855,500	
	12 西松建設	400,000,000	392,516,800	
	29 大和ハウス工業	200,000,000	200,052,400	
	1 大和ハウス劣FR	1,100,000,000	1,095,554,900	
	1 アサヒグループHD劣FR	1,300,000,000	1,298,389,300	
	16 アサヒグループHD	100,000,000	99,512,300	
	21 アサヒグループHD	500,000,000	499,716,000	
	2 サントリーHD劣後FR	600,000,000	596,842,800	
	4 サントリーHD劣後FR	300,000,000	300,000,000	
	5 サントリー食品	300,000,000	299,566,500	
	1 東急不動産劣FR	400,000,000	398,704,000	
	2 東急不動産劣FR	500,000,000	471,643,000	
	15 セブンアンドアイ	300,000,000	296,232,000	
	24 三菱ケミカルホールデイ	400,000,000	393,668,400	
	41 三菱ケミカルHD	100,000,000	93,501,500	
	1 武田薬品劣後FR	1,000,000,000	1,011,478,000	
	2 アステラス製薬	500,000,000	497,776,500	
	48 D I C	200,000,000	194,061,200	
	19 Z H D	600,000,000	592,309,800	
	20 Z H D	100,000,000	96,343,500	
	8 住友三井オート	200,000,000	200,009,800	
	7 日本製鉄	600,000,000	599,616,000	
	8 日本製鉄	600,000,000	599,154,000	
	14 L I X I L	300,000,000	299,282,100	

5 5	日本精工	100,000,000	100,008,000	
1	パナソニック 劣後F R	700,000,000	678,722,800	
2	パナソニック 劣後F R	700,000,000	652,463,000	
3	パナソニック 劣後F R	1,700,000,000	1,478,517,200	
3 7	ソニーG	600,000,000	599,905,800	
3 8	ソニーG	100,000,000	99,562,500	
1 8	J A三井リース	100,000,000	98,835,100	
1 9	J A三井リース	400,000,000	393,414,400	
2 3	J A三井リース	400,000,000	400,030,800	
3 1	いすゞ自動車	300,000,000	293,206,200	
2 7	トヨタ自動車	1,200,000,000	1,135,395,600	
1	アイシン精機 劣F R	800,000,000	793,069,600	
1	明治安田2019基	1,000,000,000	998,226,000	
1	丸紅 劣後F R	1,000,000,000	990,355,000	
6 2	住友商事	200,000,000	199,855,800	
7	三菱商事劣後F R	700,000,000	687,890,700	
9	三菱UFJFG FR	1,300,000,000	1,300,832,000	
1 0	三菱UFJFG FR	1,400,000,000	1,401,428,000	
3 1	芙蓉総合リース	100,000,000	98,240,800	
3 4	芙蓉総合リース	500,000,000	500,040,000	
1	芙蓉総合リース劣F R	600,000,000	601,407,000	
1 7	みずほリース	900,000,000	899,308,800	
2	東京センチュリー劣F R	700,000,000	702,103,500	
3 4	東京センチュリー	600,000,000	579,555,600	
6 9	ホンダファイナンス	400,000,000	396,968,000	
3 2	SBIホールディングス	500,000,000	499,561,000	
9 8	トヨタファイナンス	300,000,000	299,778,300	
6 4	アイフル	200,000,000	200,507,800	
6 5	アイフル	1,200,000,000	1,195,722,000	
7 8	アコム	700,000,000	693,221,900	
8 0	アコム	200,000,000	198,093,800	
3 7	ジャックス	500,000,000	500,016,000	
2 9	オリエントコーポレーション	100,000,000	99,878,400	
3 4	オリエントコーポレーション	200,000,000	200,007,800	
2 1 1	オリックス	400,000,000	400,032,000	
3 8	大和証券G本社	100,000,000	100,003,800	
3 9	大和証券G本社	100,000,000	99,922,000	
3	野村HD劣後F R	900,000,000	890,362,800	
4	損保ジャパン劣F R	1,500,000,000	1,525,312,500	
5	三菱地所劣後F R	400,000,000	397,560,800	
5 7	東京地下鉄	200,000,000	163,329,000	
2 8	KDDI	200,000,000	196,157,400	
3 0	KDDI	300,000,000	299,724,000	
1 3	ソフトバンク	600,000,000	553,449,600	
5 3 6	関西電力	200,000,000	189,682,600	

5 4 9 関西電力	300,000,000	299,492,400	
1 関西電力劣後 F R	500,000,000	481,895,000	
3 関西電力劣後 F R	100,000,000	90,139,600	
1 中国電力劣後 F R	400,000,000	348,845,200	
1 東北電力劣後 F R	800,000,000	791,792,000	
5 3 6 東北電力	500,000,000	462,898,000	
3 九州電力劣後 F R	500,000,000	459,752,500	
4 9 4 九州電力	200,000,000	186,273,400	
5 1 1 九州電力	400,000,000	399,486,000	
5 1 4 九州電力	100,000,000	100,003,500	
7 3 電源開発	500,000,000	465,715,000	
4 1 東京電力パワー	300,000,000	298,219,800	
4 9 東京電力 P G	1,000,000,000	987,991,000	
5 0 東京電力 P G	900,000,000	863,243,100	
2 J E R A	800,000,000	741,124,800	
1 J E R A 劣後 F R	600,000,000	606,427,800	
1 大阪瓦斯 劣 F R	600,000,000	586,918,800	
2 大阪瓦斯 劣 F R	200,000,000	189,632,200	
2 日鉄住金物産	600,000,000	590,577,600	
PLD 0.885 06/27/36	1,000,000,000	819,370,000	
社債券 小計		48,339,117,900	
合 計		286,079,526,385	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国株式マザーファンド(B 号)

(1) 貸借対照表

(単位 : 円)

	(2022年3月7日現在)	(2023年3月6日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	3,486,029	4,704,802
金銭信託	393,400	905,309
コール・ローン	18,555,570	27,463,247
株式	1,233,989,971	1,366,230,582
未収配当金	1,036,569	1,337,955
流動資産合計	1,257,461,539	1,400,641,895
資産合計	1,257,461,539	1,400,641,895
負債の部		
流動負債		
その他未払費用	44	37
流動負債合計	44	37
負債合計	44	37
純資産の部		

元本等		
元本	380,072,102	374,315,815
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	877,389,393	1,026,326,043
元本等合計	1,257,461,495	1,400,641,858
純資産合計	1,257,461,495	1,400,641,858
負債純資産合計	1,257,461,539	1,400,641,895

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2022年3月8日 至 2023年3月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2022年3月7日現在)	(2023年3月6日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	380,072,102口	374,315,815口

2.	1 単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 3,3085円 (1万口当たりの純資産額33,085円)	1口当たり純資産額 3,7419円 (1万口当たりの純資産額37,419円)
----	--------------	---	---

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年3月8日 至 2023年3月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
<p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	(2023年3月6日現在)
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p>	<p>金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
<p>2. 時価の算定方法</p>	<p>(1) 有価証券(株式) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2022年3月8日 至 2023年3月6日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2022年3月7日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	452,002,050円
同期中における追加設定元本額	141,042,770円
同期中における一部解約元本額	212,972,718円
2022年3月7日現在の元本の内訳	
三井住友・年金プラン30	65,959,625円
三井住友・年金プラン50	161,709,068円
三井住友・年金プラン70	152,403,409円
合 計	380,072,102円

(2023年3月6日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	380,072,102円
同期中における追加設定元本額	126,349,215円
同期中における一部解約元本額	132,105,502円
2023年3月6日現在の元本の内訳	
三井住友・年金プラン30	64,270,163円
三井住友・年金プラン50	155,479,897円
三井住友・年金プラン70	154,565,755円
合 計	374,315,815円

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	CONOCOPHILLIPS	531	108.640	57,687.84	
	EOG RESOURCES INC	1,162	121.770	141,496.74	
	AVERY DENNISON CORP	687	183.330	125,947.71	
	CROWN HOLDINGS INC	617	88.000	54,296.00	
	CHART INDUSTRIES INC	294	142.930	42,021.42	
	ROCKWELL AUTOMATION INC	520	302.590	157,346.80	
	SHOALS TECHNOLOGIES GROUP -A	3,497	25.620	89,593.14	
	TREX COMPANY INC	1,406	52.860	74,321.16	
	WILLSCOT MOBILE MINI HOLDING	1,456	52.900	77,022.40	

CINTAS CORP	259	441.850	114,439.15	
COSTAR GROUP INC	1,041	72.410	75,378.81	
UNION PACIFIC CORP	328	209.360	68,670.08	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	512	185.680	95,068.16	
APTIV PLC	523	119.300	62,393.90	
LULULEMON ATHLETICA INC	342	316.830	108,355.86	
NIKE INC -CL B	969	120.940	117,190.86	
YETI HOLDINGS INC	1,820	39.470	71,835.40	
AIRBNB INC-CLASS A	646	125.730	81,221.58	
BOOKING HOLDINGS INC	38	2,620.400	99,575.20	
HOME DEPOT INC	611	298.450	182,352.95	
LITHIA MOTORS INC	291	261.860	76,201.26	
COSTCO WHOLESALE CORP	203	475.260	96,477.78	
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	507	253.230	128,387.61	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	1,183	81.920	96,911.36	
IDEXX LABORATORIES INC	252	488.000	122,976.00	
INTUITIVE SURGICAL INC	416	234.870	97,705.92	
STRYKER CORP	425	271.530	115,400.25	
UNITEDHEALTH GROUP INC	251	478.560	120,118.56	
ELI LILLY & CO	531	318.430	169,086.33	
IQVIA HOLDINGS INC	632	220.820	139,558.24	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	307	559.440	171,748.08	
ZOETIS INC	693	170.560	118,198.08	
BANK OF AMERICA CORP	2,951	34.160	100,806.16	
JPMORGAN CHASE & CO	987	143.660	141,792.42	
SVB FINANCIAL GROUP	209	284.410	59,441.69	
AMERICAN EXPRESS CO	635	179.090	113,722.15	
ARES MANAGEMENT CORP - A	1,143	83.120	95,006.16	
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	460	255.570	117,562.20	
MSCI INC	170	536.670	91,233.90	
S&P GLOBAL INC	288	346.070	99,668.16	
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	1,604	74.510	119,514.04	
MARSH & MCLENNAN COS	583	163.670	95,419.61	
ACCENTURE PLC-CL A	612	269.200	164,750.40	
ADOBE INC	373	344.040	128,326.92	
ANSYS INC	511	310.370	158,599.07	
BLOCK INC	583	80.880	47,153.04	
FORTINET INC	3,334	60.840	202,840.56	
INTUIT INC	359	408.520	146,658.68	
MICROSOFT CORP	1,159	255.290	295,881.11	
PAYPAL HOLDINGS INC	702	76.290	53,555.58	
SERVICENOW INC	313	443.980	138,965.74	
SYNOPSYS INC	445	367.500	163,537.50	
VISA INC-CLASS A SHARES	882	223.770	197,365.14	

	KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	808	159.700	129,037.60	
	TRIMBLE INC	937	54.040	50,635.48	
	ANALOG DEVICES INC	644	186.250	119,945.00	
	ENPHASE ENERGY INC	518	217.160	112,488.88	
	ENTEGRIS INC	1,408	87.340	122,974.72	
	NVIDIA CORP	1,513	238.900	361,455.70	
	NEXTERA ENERGY INC	737	73.830	54,412.71	
	ALPHABET INC-CL A	4,059	93.650	380,125.35	
	MATCH GROUP INC	1,137	41.640	47,344.68	
	META PLATFORMS INC-CLASS A	485	185.250	89,846.25	
	ZOOMINFO TECHNOLOGIES INC	1,621	25.850	41,902.85	
	アメリカ・ドル小計	55,120		7,590,954.08 (1,031,762,480)	
オーストラリア・ドル	IDP EDUCATION LTD	3,694	27.870	102,951.78	
	オーストラリア・ドル小計	3,694		102,951.78 (9,447,885)	
香港・ドル	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	8,000	83.050	664,400.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	1,300	337.800	439,140.00	
	AIA GROUP LTD	13,000	86.200	1,120,600.00	
	香港・ドル小計	22,300		2,224,140.00 (38,499,863)	
イギリス・ポンド	ASHTREAD GROUP PLC	702	57.220	40,168.44	
	COMPASS GROUP PLC	4,394	19.160	84,189.04	
	ASTRAZENECA PLC	1,286	107.840	138,682.24	
	イギリス・ポンド小計	6,382		263,039.72 (43,006,994)	
スイス・フラン	SIKA AG-REG	336	264.200	88,771.20	
	BARRY CALLEBAUT AG-REG	19	1,890.000	35,910.00	
	NESTLE SA-REG	816	107.560	87,768.96	
	LONZA GROUP AG-REG	187	567.400	106,103.80	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	67	890.600	59,670.20	
	スイス・フラン小計	1,425		378,224.16 (54,895,455)	
ユーロ	TOTALENERGIES SE	1,328	59.010	78,365.28	
	AIR LIQUIDE SA	564	150.360	84,803.04	
	KONINKLIJKE DSM NV	452	119.300	53,923.60	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	940	154.880	145,587.20	
	TELEPERFORMANCE	370	250.300	92,611.00	
	FERRARI NV	284	256.400	72,817.60	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	176	815.100	143,457.60	
	HELLOFRESH SE	1,586	21.660	34,352.76	
	KERRY GROUP PLC-A	1,038	91.220	94,686.36	
	L'OREAL	215	379.850	81,667.75	

SARTORIUS STEDIM BIOTECH	183	311.800	57,059.40
BAWAG GROUP AG	1,938	58.750	113,857.50
ING GROEP NV	4,738	13.414	63,555.53
ASML HOLDING NV	120	589.400	70,728.00
INFINEON TECHNOLOGIES AG	1,276	34.250	43,703.00
IBERDROLA SA	6,973	10.710	74,680.83
ユーロ小計	22,181		1,305,856.45 (188,617,906)
合 計	111,102		1,366,230,582 (1,366,230,582)

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式 64銘柄	73.7%	75.5%
オーストラリア・ドル	株式 1銘柄	0.7%	0.7%
香港・ドル	株式 3銘柄	2.7%	2.8%
イギリス・ポンド	株式 3銘柄	3.1%	3.1%
スイス・フラン	株式 5銘柄	3.9%	4.0%
ユーロ	株式 16銘柄	13.5%	13.8%

(b) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国債券マザーファンド（B号）

（1）貸借対照表

（単位：円）

	（2022年3月7日現在）	（2023年3月6日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	5,355,348	13,092,929
金銭信託	42,692	119,884
コール・ローン	2,013,656	3,636,784
国債証券	829,338,886	800,560,212
地方債証券	4,443,879	4,404,491
派生商品評価勘定	179,025	2,835,207
未収入金	289,562	5,512,433
未収利息	3,690,626	3,048,675
前払費用	911,272	999,573
流動資産合計	846,264,946	834,210,188
資産合計	846,264,946	834,210,188
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	513,525	3,460,035
未払金	396,425	5,405,583

流動負債合計	909,950	8,865,618
負債合計	909,950	8,865,618
純資産の部		
元本等		
元本	294,217,252	286,977,210
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	551,137,744	538,367,360
元本等合計	845,354,996	825,344,570
純資産合計	845,354,996	825,344,570
負債純資産合計	846,264,946	834,210,188

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2022年3月8日 至 2023年3月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2022年3月7日現在)	(2023年3月6日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	294,217,252口	286,977,210口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.8732円 (1万口当たりの純資産額28,732円)	1口当たり純資産額 2.8760円 (1万口当たりの純資産額28,760円)

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2022年3月8日 至 2023年3月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、地方債証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
<p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	(2023年3月6日現在)
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p>	<p>金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
<p>2. 時価の算定方法</p>	<p>(1) 有価証券（国債証券、地方債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(デリバティブ取引に関する注記)

(2022年3月7日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	買建				
	デンマーク・クローネ	3,797,864	-	3,696,572	101,292
	オフショア・人民元	9,513,400	-	9,624,747	111,347
	小計	13,311,264	-	13,321,319	10,055
	売建				
	アメリカ・ドル	3,415,071	-	3,449,982	34,911
	オーストラリア・ドル	7,277,224	-	7,650,432	373,208
	イギリス・ポンド	3,101,796	-	3,038,232	63,564
	小計	13,794,091	-	14,138,646	344,555
合 計		27,105,355	-	27,459,965	334,500

(2023年3月6日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	26,135,639	-	26,335,246	199,607
	カナダ・ドル	2,168,619	-	2,195,245	26,626
	オーストラリア・ドル	6,983,641	-	6,968,120	15,521
	シンガポール・ドル	690,543	-	706,968	16,425
	ニュージーランド・ドル	1,714,750	-	1,687,652	27,098
	イギリス・ポンド	14,713,575	-	14,978,456	264,881
	デンマーク・クローネ	4,034,803	-	4,073,664	38,861
	ノルウェー・クローネ	1,756,228	-	1,764,234	8,006
	オフショア・人民元	24,092,888	-	24,427,062	334,174
	ユーロ	88,278,594	-	89,922,818	1,644,224
	小計	170,569,280	-	173,059,465	2,490,185
	売建				
	アメリカ・ドル	59,038,856	-	60,980,468	1,941,612
	カナダ・ドル	586,998	-	598,703	11,705
	オーストラリア・ドル	901,720	-	916,857	15,137
	シンガポール・ドル	986,925	-	1,009,955	23,030

イギリス・ポンド	62,756,265	-	63,369,279	613,014
イスラエル・シケ ル	1,030,328	-	965,629	64,699
ノルウェー・クロー ネ	270,384	-	261,368	9,016
スウェーデン・ク ローナ	640,719	-	634,471	6,248
オフショア・人民元	1,160,868	-	1,179,102	18,234
ユーロ	39,842,505	-	40,414,749	572,244
小計	167,215,568	-	170,330,581	3,115,013
合 計	337,784,848	-	343,390,046	624,828

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価してあります。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価してあります。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によってあります。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価してあります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2022年3月8日 至 2023年3月6日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2022年3月7日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	280,289,940円
同期中における追加設定元本額	268,490,781円
同期中における一部解約元本額	254,563,469円
2022年3月7日現在の元本の内訳	
三井住友・年金プラン30	79,815,929円
三井住友・年金プラン50	115,909,191円
三井住友・年金プラン70	83,239,365円
バランスファンドVA(安定運用型) < 適格機関投資家限定 >	15,252,767円
合 計	294,217,252円

(2023年3月6日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	294,217,252円
同期中における追加設定元本額	50,325,659円
同期中における一部解約元本額	57,565,701円
2023年3月6日現在の元本の内訳	
三井住友・年金プラン30	78,606,736円
三井住友・年金プラン50	112,523,439円
三井住友・年金プラン70	82,738,677円
バランスファンドVA（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	13,108,358円
合計	286,977,210円

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	T 0.125 01/15/24	30,000.00	28,733.10	
		T 0.125 07/15/23	185,000.00	181,764.35	
		T 0.5 05/31/27	140,000.00	119,278.60	
		T 0.625 05/15/30	40,000.00	31,496.00	
		T 1.125 02/28/25	150,000.00	139,452.00	
		T 1.125 05/15/40	515,000.00	325,866.25	
		T 1.375 10/31/28	275,000.00	235,928.00	
		T 1.375 11/15/31	190,000.00	154,052.00	
		T 1.5 02/15/25	190,000.00	178,094.60	
		T 1.625 02/15/26	420,000.00	386,093.40	
		T 1.625 11/15/50	105,000.00	64,799.70	
		T 1.75 07/31/24	170,000.00	162,273.50	
		T 2.25 02/15/27	240,000.00	221,469.60	
		T 2.25 08/15/46	70,000.00	50,691.20	
		T 2.75 02/15/28	225,000.00	209,832.75	
		T 2.75 05/15/25	30,000.00	28,725.30	
		T 2.75 05/31/29	160,000.00	147,417.60	
		T 2.75 08/15/32	230,000.00	208,150.00	
		T 2.875 05/15/43	95,000.00	78,543.15	
		T 2.875 05/15/52	40,000.00	32,940.40	
		T 2.875 11/30/25	110,000.00	105,113.80	
		T 3 11/15/45	60,000.00	50,140.80	
T 3.75 08/15/41	20,000.00	19,157.40			
T 4.375 02/15/38	35,000.00	36,577.45			

アメリカ・ドル小計		3,725,000.00	3,196,590.95 (434,480,642)	
カナダ・ドル	CAN 1 06/01/27	80,000.00	72,272.00	
	CAN 2 12/01/51	45,000.00	34,771.95	
カナダ・ドル小計		125,000.00	107,043.95 (10,693,691)	
オーストラリア・ドル	ACGB 0.25 11/21/24	30,000.00	28,322.70	
	ACGB 1.75 06/21/51	10,000.00	5,966.60	
	ACGB 2.75 11/21/27	20,000.00	19,221.60	
	ACGB 3.25 06/21/39	45,000.00	40,147.20	
	ACGB 4.5 04/21/33	40,000.00	41,988.00	
オーストラリア・ドル小計		145,000.00	135,646.10 (12,448,244)	
シンガポール・ドル	SIGB 2.875 07/01/29	70,000.00	67,914.00	
シンガポール・ドル小計		70,000.00	67,914.00 (6,866,105)	
イギリス・ボンド	UKT 0.25 01/31/25	80,000.00	74,370.40	
	UKT 0.375 10/22/26	20,000.00	17,718.80	
	UKT 0.5 01/31/29	30,000.00	24,846.00	
	UKT 0.625 10/22/50	30,000.00	12,635.40	
	UKT 1.5 07/22/47	35,000.00	20,464.15	
	UKT 1.75 09/07/37	45,000.00	33,495.30	
	UKT 3.25 01/22/44	35,000.00	30,135.00	
	UKT 3.75 07/22/52	65,000.00	60,013.85	
	UKT 4.125 01/29/27	155,000.00	156,162.50	
	UKT 4.5 12/07/42	40,000.00	41,469.20	
イギリス・ボンド小計		535,000.00	471,310.60 (77,059,283)	
イスラエル・シュケル	ILGOV 2.25 09/28/28	100,000.00	90,582.00	
イスラエル・シュケル小計		100,000.00	90,582.00 (3,367,830)	
スウェーデン・クローナ	SGB 2.5 05/12/25	160,000.00	157,740.80	
スウェーデン・クローナ小計		160,000.00	157,740.80 (2,044,321)	
オフショア・人民元	CGB 2.75 06/15/29	500,000.00	497,125.00	
	CGB 3.72 04/12/51	300,000.00	320,847.00	
オフショア・人民元小計		800,000.00	817,972.00 (16,086,401)	

ポーランド・ズロチ	POLGB 2.25 10/25/24	100,000.00	93,996.00	
ポーランド・ズロチ小計		100,000.00	93,996.00 (2,884,371)	
ユーロ	BGB 4.25 03/28/41	40,000.00	43,529.20	
	DBR 0 08/15/52	5,000.00	2,369.80	
	DBR 0.25 08/15/28	50,000.00	43,648.50	
	FRTR 0 02/25/25	40,000.00	37,514.80	
	FRTR 0 05/25/32	50,000.00	37,486.50	
	FRTR 0 11/25/29	100,000.00	81,447.00	
	FRTR 0 11/25/30	70,000.00	55,244.70	
	FRTR 0 11/25/31	100,000.00	76,352.00	
	FRTR 0.5 05/25/29	70,000.00	59,814.30	
	FRTR 1.5 05/25/50	30,000.00	19,823.70	
	FRTR 3.25 05/25/45	10,000.00	9,653.70	
	FRTR 4 10/25/38	180,000.00	191,844.00	
	SPGB 0 01/31/26	50,000.00	45,381.00	
	SPGB 0.25 07/30/24	470,000.00	450,274.10	
	SPGB 0.85 07/30/37	110,000.00	73,107.10	
	SPGB 1.25 10/31/30	95,000.00	80,778.50	
	SPGB 1.5 04/30/27	75,000.00	69,620.25	
	SPGB 2.7 10/31/48	100,000.00	79,502.00	
	SPGB 3.45 07/30/43	55,000.00	50,366.25	
	SPGB 4.4 10/31/23	105,000.00	105,736.05	
SPGB 4.7 07/30/41	10,000.00	10,913.40		
ユーロ小計		1,815,000.00	1,624,406.85 (234,629,325)	
国債証券合計			800,560,212 (800,560,212)	
地方債証券	カナダ・ドル	ONT 2.05 06/02/30	50,000.00	44,089.00
	カナダ・ドル小計		50,000.00	44,089.00 (4,404,491)
地方債証券合計			4,404,491 (4,404,491)	
合 計			804,964,703 (804,964,703)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券	24銘柄	52.6%	54.0%
カナダ・ドル	国債証券	2銘柄	1.3%	1.3%
	地方債証券	1銘柄	0.5%	0.5%
オーストラリア・ドル	国債証券	5銘柄	1.5%	1.5%

シンガポール・ドル	国債証券	1銘柄	0.8%	0.9%
イギリス・ポンド	国債証券	10銘柄	9.3%	9.6%
イスラエル・シェケル	国債証券	1銘柄	0.4%	0.4%
スウェーデン・クローナ	国債証券	1銘柄	0.2%	0.3%
オフショア・人民元	国債証券	2銘柄	1.9%	2.0%
ポーランド・ズロチ	国債証券	1銘柄	0.3%	0.4%
ユーロ	国債証券	21銘柄	28.4%	29.1%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

三井住友・年金プラン30

2023年3月31日現在

資産総額	2,371,761,513円
負債総額	1,598,571円
純資産総額（ - ）	2,370,162,942円
発行済口数	1,501,642,457口
1口当たり純資産額（ / ） （1万口当たり純資産額）	1.5784円 (15,784円)

三井住友・年金プラン50

2023年3月31日現在

資産総額	3,399,054,590円
負債総額	2,837,110円
純資産総額（ - ）	3,396,217,480円
発行済口数	1,967,590,215口
1口当たり純資産額（ / ） （1万口当たり純資産額）	1.7261円 (17,261円)

三井住友・年金プラン70

2023年3月31日現在

資産総額	2,481,956,883円
負債総額	2,402,693円
純資産総額（ - ）	2,479,554,190円
発行済口数	1,374,589,831口
1口当たり純資産額（ / ） （1万口当たり純資産額）	1.8039円 (18,039円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

八 受益者に対する特典

ありません。

二 受益権の譲渡および譲渡制限等

(イ) 受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記aの申請のある場合には、上記aの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	2023年3月31日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

八 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

二 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2023年3月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	704	9,454,549
単位型株式投資信託	96	567,793
追加型公社債投資信託	1	23,746
単位型公社債投資信託	172	279,956
合計	973	10,326,045

3【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、当中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）は、改正府令附則第3条第1項ただし書きにより、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 当社は、第37期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第38期中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	33,048,142	49,008,279
顧客分別金信託	300,036	300,041
前払費用	449,748	475,266
未収入金	132,419	103,809
未収委託者報酬	9,936,096	12,125,117
未収運用受託報酬	2,247,156	2,437,063
未収投資助言報酬	398,108	388,639
未収収益	39,975	36,700

その他の流動資産		6,981	18,458
流動資産合計		46,558,665	64,893,375
固定資産			
有形固定資産	1		
建物		1,509,450	1,433,442
器具備品		870,855	653,985
土地		710	710
リース資産		13,483	7,357
建設仮勘定		-	5,500
有形固定資産合計		2,394,500	2,100,996
無形固定資産			
ソフトウェア		1,347,889	2,766,476
ソフトウェア仮勘定		1,029,033	100,616
のれん		3,654,491	3,349,950
顧客関連資産		15,671,890	13,558,615
電話加入権		12,727	12,716
商標権		48	42
無形固定資産合計		21,716,080	19,788,417
投資その他の資産			
投資有価証券		22,866,282	14,212,354
関係会社株式		11,246,398	11,246,398
長期差入保証金		1,409,091	1,414,646
長期前払費用		116,117	77,936
会員権		90,479	90,479
貸倒引当金		20,750	20,750
投資その他の資産合計		35,707,619	27,021,065
固定資産合計		59,818,200	48,910,479
資産合計		106,376,866	113,803,855

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	5,153	3,567
顧客からの預り金	20,077	6,045
その他の預り金	169,380	196,515
未払金		
未払収益分配金	1,646	1,969
未払償還金	43,523	152
未払手数料	4,480,697	5,545,582
その他未払金	270,290	48,893
未払費用	5,940,121	7,379,404
未払消費税等	235,647	1,133,332
未払法人税等	762,648	2,455,291
賞与引当金	1,516,622	2,100,323
資産除去債務	-	7,192
その他の流動負債	9,710	40,396
流動負債合計	13,455,519	18,918,667
固定負債		
リース債務	9,678	4,525
繰延税金負債	2,566,958	1,279,409
退職給付引当金	5,258,448	5,084,506
その他の固定負債	40,950	4,620
固定負債合計	7,876,035	6,373,062

負債合計	21,331,554	25,291,730
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	81,927,000	73,466,962
資本剰余金合計	90,555,984	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	-
別途積立金	1,476,959	-
繰越利益剰余金	10,281,242	3,834,794
利益剰余金合計	8,460,037	4,119,040
株主資本計	84,095,946	88,214,986
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	949,365	297,138
評価・換算差額等合計	949,365	297,138
純資産合計	85,045,311	88,512,124
負債・純資産合計	106,376,866	113,803,855

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	2020年4月1日	(自	2021年4月1日
	至	2021年3月31日)	至	2022年3月31日)
営業収益				
委託者報酬		50,610,457		66,139,024
運用受託報酬		9,450,169		9,652,634
投資助言報酬		1,270,584		1,256,334
その他営業収益				
サービス支 hands 手数料		200,807		199,046
その他		32,820		32,936
営業収益計		61,564,839		77,279,976
営業費用				
支払手数料		22,784,919		30,522,133
広告宣伝費		365,317		330,161
調査費				
調査費		3,061,987		3,196,921
委託調査費		7,810,157		12,192,048
営業雑経費				
通信費		95,163		67,600
印刷費		554,920		494,834
協会費		40,044		34,433
諸会費		29,473		30,488
情報機器関連費		4,562,612		4,767,504
販売促進費		23,614		31,930
その他		163,332		181,301
営業費用合計		39,491,542		51,849,358
一般管理費				
給料				

役員報酬	277,027	263,893
給料・手当	9,280,730	8,664,828
賞与	950,630	991,916
賞与引当金繰入額	1,501,855	2,100,323
交際費	11,815	12,301
寄付金	949	29,273
事務委託費	844,255	1,422,189
旅費交通費	21,023	16,863
租税公課	389,819	476,729
不動産賃借料	1,639,529	1,289,256
退職給付費用	790,144	632,559
固定資産減価償却費	3,040,894	3,133,951
のれん償却費	2,645,986	304,540
諸経費	608,206	256,994
一般管理費合計	22,002,869	19,595,622
営業利益	70,426	5,834,995

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	13,164	7,666
受取利息	2,736	1,836
時効成立分配金・償還金	88,335	43,406
原稿・講演料	2,603	2,587
投資有価証券償還益	57,388	383,608
投資有価証券売却益	162,941	911,268
為替差益	-	4,673
雑収入	72,933	81,640
営業外収益合計	400,104	1,436,686
営業外費用		
投資有価証券償還損	11,762	146,219
投資有価証券売却損	34,473	81,384
為替差損	766	-
雑損失	1,240	2,866
営業外費用合計	48,243	230,470
経常利益	422,288	7,041,212
特別損失		
固定資産除却損	1 54,493	83,651
減損損失	2 28,097,346	-
システム統合関連費用	3 -	375,636
早期退職費用	4 216,200	260,075
本社移転費用	127,044	-
その他特別損失	5,460	67,000
特別損失合計	28,500,544	786,362
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失()	28,078,256	6,254,849
法人税、住民税及び事業税	1,549,173	3,101,482
法人税等調整額	693,192	965,673

法人税等合計	855,980	2,135,809
当期純利益又は 当期純損失（ ）	28,934,237	4,119,040

（ 3 ）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		
					配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	19,364,265
当期変動額								
剰余金の配当								711,271
当期純損失（ ）								28,934,237
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	29,645,508
当期末残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	10,281,242

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	21,185,470	113,741,454	377,855	377,855	114,119,309
当期変動額					
剰余金の配当	711,271	711,271			711,271
当期純損失（ ）	28,934,237	28,934,237			28,934,237
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			571,510	571,510	571,510
当期変動額合計	29,645,508	29,645,508	571,510	571,510	29,073,997
当期末残高	8,460,037	84,095,946	949,365	949,365	85,045,311

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		
					配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	10,281,242
当期変動額								
剰余金の配当								
欠損填補			8,460,037	8,460,037				8,460,037
当期純利益								4,119,040

任意積立金の取崩						60,000	1,476,959	1,536,959
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	8,460,037	8,460,037	-	60,000	1,476,959	14,116,037
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	-	-	3,834,794

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	8,460,037	84,095,946	949,365	949,365	85,045,311
当期変動額					
剰余金の配当					
欠損填補	8,460,037	-			-
当期純利益	4,119,040	4,119,040			4,119,040
任意積立金の取崩	-	-			-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			652,227	652,227	652,227
当期変動額合計	12,579,078	4,119,040	652,227	652,227	3,466,812
当期末残高	4,119,040	88,214,986	297,138	297,138	88,512,124

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん 14年

顧客関連資産 6～19年

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(会計方針の変更)

「収益認識会計基準」等を当事業年度の期首から適用し、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当該会計基準等の適用が当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載していません。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
建物	102,329千円	210,548千円
器具備品	1,153,649千円	1,309,352千円
リース資産	2,830千円	6,073千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

3 保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.	93,374千円	57,356千円

(損益計算書関係)

1 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
建物	18,278千円	- 千円
器具備品	28,604千円	0千円
リース資産	- 千円	- 千円
ソフトウェア	7,610千円	83,651千円
ソフトウェア仮勘定	- 千円	- 千円

2 減損損失

前事業年度において、次のとおり減損損失を計上しております。

(単位：千円)

場所	用途	種類	減損損失
-	その他	のれん	28,097,346

当社は、資産と対応して継続的に収支の把握ができる単位が全社のみであることから全社資産の単一グループとしております。

当社は、当社を存続会社とし、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併に伴って発生したのれんを計上しております。当該のれんについて下期以降の業績は上向いているものの、通期では業績計画を下回る結果となったことを踏まえて将来キャッシュ・フローを見直した結果、のれんの帳簿価額の回収が見込まれなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値としており、将来キャッシュ・フローを9.2%で割り引いて算出しております。当事業年度において計上した減損損失はありません。

3 システム統合関連費用

社内システム統合に伴うものであり、主にデータの移行費用などであります。

4 早期退職費用

早期希望退職の募集等の実施に関連して発生する費用であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	711,271	21.00	2020年 3月31日	2020年 6月30日

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数

普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株
------	-------------	---	---	-------------

2. 剰余金の配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,540,254	75.00	2022年 3月31日	2022年 6月29日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
1年以内	1,194,699	1,166,952
1年超	3,497,258	2,323,090
合計	4,691,958	3,490,042

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれていません(注2)参照)。

前事業年度(2021年3月31日)

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
----	----------	----	----

(1)現金及び預金	33,048,142	33,048,142	-
(2)顧客分別金信託	300,036	300,036	-
(3)未収委託者報酬	9,936,096	9,936,096	-
(4)未収運用受託報酬	2,247,156	2,247,156	-
(5)未収投資助言報酬	398,108	398,108	-
(6)投資有価証券 その他有価証券	22,826,472	22,826,472	-
(7)長期差入保証金	1,409,091	1,409,091	-
資産計	70,165,105	70,165,105	-
(1)顧客からの預り金	20,077	20,077	-
(2)未払手数料	4,480,697	4,480,697	-
負債計	4,500,774	4,500,774	-

当事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	49,008,279	49,008,279	-
(2)顧客分別金信託	300,041	300,041	-
(3)未収委託者報酬	12,125,117	12,125,117	-
(4)未収運用受託報酬	2,437,063	2,437,063	-
(5)未収投資助言報酬	388,639	388,639	-
(6)投資有価証券 その他有価証券	14,172,545	14,172,545	-
資産計	78,431,686	78,431,686	-
(1)顧客からの預り金	6,045	6,045	-
(2)未払手数料	5,545,582	5,545,582	-
負債計	5,551,627	5,551,627	-

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬及び(5)未収投資助言報酬
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

負 債

(1)顧客からの預り金及び(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（注2）市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
その他有価証券 非上場株式	39,809	39,809
合計	39,809	39,809
子会社株式 非上場株式	11,246,398	11,246,398
合計	11,246,398	11,246,398

その他有価証券については、市場価格がないため、「(6) その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式については、市場価格がないため、時価開示の対象とはしておりません。

また時価をもって貸借対照表計上額としている「(6) その他有価証券」は、全て投資信託で構成されております。そのため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第26項の経過措置を適用し、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項は記載しておりません。

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
----	------	---------	----------	------

現金及び預金	33,048,142	-	-	-
顧客分別金信託	300,036	-	-	-
未収委託者報酬	9,936,096	-	-	-
未収運用受託報酬	2,247,156	-	-	-
未収投資助言報酬	398,108	-	-	-
長期差入保証金	42,007	1,367,084	-	-
合計	45,971,548	1,367,084	-	-

当事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	49,008,279	-	-	-
顧客分別金信託	300,041	-	-	-
未収委託者報酬	12,125,117	-	-	-
未収運用受託報酬	2,437,063	-	-	-
未収投資助言報酬	388,639	-	-	-
合計	64,259,140	-	-	-

(有価証券関係)

1. 子会社株式

前事業年度（2021年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式11,246,398千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2022年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式11,246,398千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	16,097,433	14,397,606	1,699,827
小計	16,097,433	14,397,606	1,699,827
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,729,039	6,994,762	265,723
小計	6,729,039	6,994,762	265,723
合計	22,826,472	21,392,369	1,434,103

(注) 非上場株式等（貸借対照表計上額 39,809千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	9,299,062	8,672,725	626,337
小計	9,299,062	8,672,725	626,337
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	4,873,482	5,039,817	166,335
小計	4,873,482	5,039,817	166,335
合計	14,172,545	13,712,543	460,001

(注) 非上場株式等（貸借対照表計上額 39,809千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,978,622	162,941	34,473

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,630,219	57,388	11,762

当事業年度(自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
4,082,976	911,268	81,384

(単位：千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
7,183,410	383,608	146,219

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、投資有価証券について1,560千円（その他有価証券1,560千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

当事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)	当事業年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日)
退職給付債務の期首残高	5,299,814	5,258,448
勤務費用	476,308	454,611
利息費用	-	1,013
数理計算上の差異の発生額	67,476	34,553
退職給付の支払額	585,151	595,013
過去勤務費用の発生額	-	-
合併による発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	5,258,448	5,084,506

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年 3月31日)	当事業年度 (2022年 3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	5,258,448	5,084,506
未認識数理計算上の差異	-	-
未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	5,258,448	5,084,506

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)	当事業年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日)
勤務費用	476,308	454,611
利息費用	-	1,013
数理計算上の差異の費用処理額	67,476	34,553
その他	246,359	211,487
確定給付制度に係る退職給付費用	790,144	632,559

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)	当事業年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日)
割引率	0.020%	0.130%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度239,162千円、当事業年度237,296千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,610,136	1,556,876
賞与引当金	464,389	643,119
調査費	247,208	279,809
未払金	206,090	284,070
未払事業税	66,891	139,522
ソフトウェア償却	90,431	107,998
子会社株式評価損	114,876	114,876
その他有価証券評価差額金	131,391	93,946
その他	35,930	28,056
繰延税金資産小計	2,967,346	3,248,274
評価性引当額(注)	218,966	189,102
繰延税金資産合計	2,748,380	3,059,171
繰延税金負債		
無形固定資産	4,798,732	4,151,648
資産除去債務	-	825
その他有価証券評価差額金	516,605	186,107
繰延税金負債合計	5,315,338	4,338,581
繰延税金資産(負債)の純額	2,566,958	1,279,409

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
法定実効税率	税引前当期純損失のため 記載を省略しております。	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目		1.6
住民税均等割等		0.1
のれん償却費		1.4
その他		0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率		34.1

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自2020年4月1日至2021年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業

活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	50,610,457	9,450,169	1,270,584	233,628	61,564,839

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年4月1日 至2022年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	66,139,024	9,652,634	1,256,334	231,982	77,279,976

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	%	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	3,728,851	未払 手数料	863,159
親会社の子会社	SMBC日興証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	%	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	5,578,226	未払 手数料	1,070,559

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	%	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	4,727,024	未払 手数料	1,098,966
親会社の子会社	SMBC日興証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	%	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	8,397,864	未払 手数料	1,661,614

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	2,510.93円	2,613.28円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失()	854.27円	121.61円

(注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)	当事業年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)
1株当たり当期純利益又は当期純損失		
当期純利益又は当期純損失() (千円)	28,934,237	4,119,040
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失() (千円)	28,934,237	4,119,040
期中平均株式数(株)	33,870,060	33,870,060

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

第38期中間会計期間 (2022年 9月 30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	35,409,452
金銭の信託	9,386,865
顧客分別金信託	300,043
前払費用	601,040
未収委託者報酬	11,798,214
未収運用受託報酬	2,759,722
未収投資助言報酬	386,860
未収収益	40,783
その他	307,594
流動資産合計	60,990,577
固定資産	
有形固定資産	1 2,044,583
無形固定資産	
のれん	3,197,680
顧客関連資産	12,501,978
その他	2,865,181
無形固定資産合計	18,564,839
投資その他の資産	
投資有価証券	11,924,303
関係会社株式	11,850,598
その他	1,571,118
貸倒引当金	20,750
投資その他の資産合計	25,325,270
固定資産合計	45,934,694
資産合計	106,925,272
負債の部	
流動負債	
リース債務	2,564
顧客からの預り金	28,648
その他の預り金	93,717
未払金	5,378,614
未払費用	4,957,793
未払法人税等	910,281
前受収益	32,553
賞与引当金	1,973,312

その他	2	482,541
流動負債合計		13,860,025
固定負債		
リース債務		3,243
繰延税金負債		987,563
退職給付引当金		5,137,995
固定負債合計		6,128,802
負債合計		19,988,828
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		8,628,984
その他資本剰余金		73,466,962
資本剰余金合計		82,095,946
利益剰余金		
利益準備金		284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		2,489,135
利益剰余金合計		2,773,380
株主資本合計		86,869,326
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		67,117
評価・換算差額等合計		67,117
純資産合計		86,936,444
負債純資産合計		106,925,272

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

		第38期中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		31,446,166
運用受託報酬		4,428,746
投資助言報酬		607,317
その他の営業収益		126,597
営業収益計		36,608,828
営業費用		25,074,910
一般管理費	1	9,497,685
営業利益		2,036,233
営業外収益	2	87,533
営業外費用	3	309,096
経常利益		1,814,670
特別損失	4	6,885
税引前中間純利益		1,807,784
法人税、住民税及び事業税		784,532
法人税等調整額		171,342
法人税等合計		613,189
中間純利益		1,194,594

(3)中間株主資本等変動計算書

第38期中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,834,794
当中間期変動額						
剰余金の配当						2,540,254
中間純利益						1,194,594
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）						
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	1,345,660
当中間期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	2,489,135

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	4,119,040	88,214,986	297,138	297,138	88,512,124
当中間期変動額					
剰余金の配当	2,540,254	2,540,254			2,540,254
中間純利益	1,194,594	1,194,594			1,194,594
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）			230,020	230,020	230,020
当中間期変動額 合計	1,345,660	1,345,660	230,020	230,020	1,575,680
当中間期末残高	2,773,380	86,869,326	67,117	67,117	86,936,444

注記事項

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2)金銭の信託

運用目的の金銭の信託

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～50年
器具備品	4～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年（社内における利用可能期間）

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4．収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

（会計方針の変更）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる当中間財務諸表に与える影響はありません。

（中間貸借対照表関係）

第38期中間会計期間 (2022年9月30日)	
1.有形固定資産の減価償却累計額	1,632,164千円
2.消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。
3.当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。	当座借越極度額の総額 10,000,000千円 借入実行残高 - 差引額 10,000,000千円
4.当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management(USA) Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年6月までの賃借料総額40,711千円の支払保証を行っております。	

(中間損益計算書関係)

第38期中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	
1.一般管理費のうち主要なもの	のれん償却費 152,270千円 減価償却実施額 有形固定資産 173,639千円 無形固定資産 1,441,546千円
2.営業外収益のうち主要なもの	為替差益 7,815千円 受取配当金 1,230千円 投資有価証券償還益 20,660千円 投資有価証券売却益 25,620千円
3.営業外費用のうち主要なもの	投資有価証券償還損 43,419千円 投資有価証券売却損 152,586千円 金銭の信託運用損 113,089千円
4.特別損失のうち主要なもの	固定資産除却損 6,885千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第38期中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

1.発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2.剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,540,254	75.00	2022年 3月31日	2022年 6月29日

(リース取引関係)

第38期中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	
1.オペレーティング・リース取引 (借主側)	未経過リース料(解約不能のもの) 1年以内 1,161,545千円 1年超 1,742,317千円 合計 2,903,862千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

第38期中間会計期間（2022年9月30日）

2022年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（（注1）参照）。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	9,386,865	9,386,865	-
(2) 投資有価証券 その他有価証券	11,884,494	11,884,494	-
資産計	21,271,360	21,271,360	-

（注1）市場価格のない金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
その他有価証券 非上場株式	39,809
合計	39,809
子会社株式 非上場株式	11,850,598
合計	11,850,598

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に従い、1. 金融商品の時価等に関する事項及び2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
(1) 金銭の信託	-	9,386,865	-	9,386,865
(2) 投資有価証券 その他有価証券	-	11,884,494	-	11,884,494
資産計	-	21,271,360	-	21,271,360

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券 その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

（有価証券関係）

第38期中間会計期間（2022年9月30日）

1. 子会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 11,850,598千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	4,799,952	4,484,899	315,053
小計	4,799,952	4,484,899	315,053
(2)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	7,084,541	7,290,117	205,575
小計	7,084,541	7,290,117	205,575
合計	11,884,494	11,775,016	109,477

(注)非上場株式等(中間貸借対照表計上額 39,809千円)については、市場価格がないことから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(収益認識関係)

第38期中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

第38期中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	31,446,166	4,428,746	607,317	126,597	36,608,828

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第38期中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	
1株当たり純資産額	2,566円76銭
1株当たり中間純利益	35円26銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
 - (イ) 定款の変更
該当ありません。
 - (ロ) その他の重要事項
該当ありません。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- イ 受託会社
 - (イ) 名称 三井住友信託銀行株式会社
 - (ロ) 資本金の額 342,037百万円(2022年3月末現在)

- (八) 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

- ・ 名称 株式会社日本カストディ銀行
- ・ 資本金の額 51,000百万円(2022年3月末現在)
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

□ 販売会社

名称	資本金の額(百万円) 2022年3月末現在	事業の内容
住友生命保険相互会社	639,000	保険業法に基づき、生命保険業を営んでいます。

住友生命保険相互会社の資本金の額の箇所には、基金および基金償却積立金の合計額を記載しております。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

□ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書(目論見書)の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

3【資本関係】

(持株比率5%以上を記載しています。)

販売会社である住友生命保険相互会社は、委託会社株式を10.4%保有しています。

第3【その他】

1 目論見書の表紙から本文の前までおよび裏表紙の記載について

(1) 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載することがあります。

(2) 委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。

(3) 委託会社のホームページのアドレスおよび他のインターネットのアドレス(これらのアドレスをコード化した図形等も含む)を記載することがあります。

(4) 請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨を記載することがあります。

(5) 目論見書の使用開始日を記載することがあります。

(6) 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。

(7) 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨を記載することがあります。

(8) 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすることがあります。

(9) 当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを記載することがあります。

(10) ファンドの形態および属性、申込みにかかる事項、ユニバーサルデザインフォントマークを記載することがあります。

- (11) 写真、イラスト、図案およびキャッチコピーを採用することがあります。また、ファンドの管理番号等を記載することがあります。
- 2 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
 - 3 当ファンドの投資信託約款の全文を請求目論見書に掲載することがあります。
 - 4 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」と称して使用することがあります。
 - 5 評価機関等から当ファンドに対する評価を取得し、使用することがあります。
 - 6 有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドの実質的な投資対象資産に共通性がある場合には、当該複数のファンドを一つの投資信託説明書(交付目論見書)で説明することがあります。また、有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドにかかる投資信託説明書(交付目論見書)および投資信託説明書(請求目論見書)を一体のものとして使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

2022年6月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽 太 典 明指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 野 雅 子指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 栄 裕**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅野 雅子
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松井 貴志
--------------------	-------	-------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・年金プラン30の2022年3月8日から2023年3月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・年金プラン30の2023年3月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。 2 . X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅野 雅子
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松井 貴志
--------------------	-------	-------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・年金プラン50の2022年3月8日から2023年3月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・年金プラン50の2023年3月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。 2 . X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅野 雅子
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松井 貴志
--------------------	-------	-------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・年金プラン70の2022年3月8日から2023年3月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・年金プラン70の2023年3月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。 2 . X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年11月18日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅野 雅子指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕**中間監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度の中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。 2 . X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。